

(別添1)

(一般会計分) 令和8年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業

調査研究課題 (一次公募)

調査研究 課題番号	調査研究課題名
一般 1-01	こども政策DXの推進に関する中長期的な展望についての調査研究
一般 1-02	こども・子育て分野におけるDXの推進に関する調査研究
一般 1-03	児童福祉施設等における業務継続の在り方に関する調査研究
一般 1-04	児童を被害者とする人身取引事案に関する国内の取締り状況及び諸外国の法規制に関する調査研究
一般 1-05	保育士のキャリアに関する調査研究
一般 1-06	人口減少地域における保育機能の維持・確保に関する調査研究
一般 1-07	医療的ケア児等への教育・保育の実施状況等に関する調査研究
一般 1-08	私立保育所に対する委託費の経理等に関する監査の効率化についての調査研究
一般 1-09	認可外保育施設における安全確保・質の向上及び今後の在り方に関する調査研究
一般 1-10	保育現場におけるハラスメント対策の在り方に関する調査研究
一般 1-11	保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方に関する調査研究
一般 1-12	児童館の運営実態の把握及び、児童館によるこどもの居場所のコーディネート機能に関する調査研究
一般 1-13	各自治体のこども・若者の居場所の分布状況に関する全国調査、並びに調査結果の活用に関するパイロット調査
一般 1-14	こども当事者の声を反映したこどもホスピス普及促進に関する調査研究
一般 1-15	保育士修学資金貸付等事業による保育士確保及び就業継続の効果に関する実態調査
一般 1-16	保育所等における食事の外部搬入に関する調査研究
一般 1-17	保育所等における0歳児からの育ち・学びを支える援助の充実に関する調査研究
一般 1-18	保育所保育指針等に基づく保育の理解促進のための周知・啓発及び保護者の保育ニーズに関する調査研究

一般 1-19	都道府県保健師に対する母子保健施策の広域的な体制強化支援等に資する調査研究
一般 1-20	旧優生保護法補償金等支給法の周知広報に資する構造把握と改善方策に向けた調査研究
一般 1-21	児童のディープフェイクポルノ等生成・拡散等の実態把握に関する調査研究
一般 1-22	青少年のインターネット上の性被害等の実態把握に関する調査研究
一般 1-23	インターネットが青少年のメンタルヘルスに及ぼす影響に関する調査研究
一般 1-24	児童福祉施設等の災害復旧に関する調査研究
一般 1-25	不登校のこども及び保護者への支援の在り方に関する調査研究
一般 1-26	自殺関連行動のあるこどもの支援における地域対応モデル構築に関する調査研究
一般 1-27	ひとり親家庭等の多様化を踏まえた支援の全体像の可視化に関する調査研究
一般 1-28	小規模住居型児童養育事業及び児童自立生活援助事業における第三者評価のあり方に関する調査研究
一般 1-29	里親等委託における効果的な方策及び専門里親の実態把握に関する調査研究
一般 1-30	養子縁組あっせん機関に関する第三者評価基準の見直し及び研修体系のあり方に関する調査研究
一般 1-31	児童福祉法におけるこどもの権利擁護に関する調査研究
一般 1-32	認定資格の活用によるこども家庭福祉人材の確保・育成・定着及びキャリアラダー・パスに関する調査研究
一般 1-33	都道府県による市町村支援の在り方に関する調査研究
一般 1-34	こども家庭センターにおけるケースマネジメント実践モデルの実証的調査研究
一般 1-35	ヤングケアラー支援において関連分野の支援者等が活用可能なツールや情報に関する調査研究
一般 1-36	障害児支援における児童相談所と障害児施設等との連携推進に関する調査研究
一般 1-37	児童相談所によるこどもの心のケアの充実に関する調査研究
一般 1-38	医療的ケア児支援センター及び医療的ケア児コーディネーターの地域における支援ガイドラインの作成に関する調査研究
一般 1-39	未就学期から学齢期にわたるインクルージョン推進に関する調査研究

一般 1-40	視覚・聴覚等の障害を有する児の支援及び支援体制に関する実態把握
一般 1-41	高次脳機能障害を有する児への支援及び支援体制に関する実態把握

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-01</p>	<p>こども政策DXの推進に関する中長期的な展望についての調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>こども家庭庁では、子育てに関する様々な手続を簡素化し、子育て当事者等の利便性向上や負担軽減を図るため、保育や母子保健など様々な子ども・子育て分野におけるDXの推進に取り組んでいる。</p> <p>当面はこうした取組の推進に注力することになるが、これらが実現された後を念頭に置いたこども政策DXの中長期的なあるべき姿・展望を示すことも重要であり、令和7年度の調査研究において、こども政策DXの中長期な展望を描くために必要となる基本的な考え方や方向性を検討するため、実現に向けた課題の把握や先行事例収集等を実施した。</p> <p>本調査研究事業では、令和7年度の調査研究結果を踏まえ、こども政策DXの推進に関する具体的な展望案の検討やその実現に向けて各関係者が取り組むべき事項の整理等を行うことを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>以下に記載する事項について実施すること。なお、調査研究事業の実施にあたっては、下記担当課室と十分に協議した上で実施すること。</p> <p>1. こども政策DXの推進に関する中長期的な展望案の検討</p> <p>令和7年度調査研究の結果及び必要な調査（アンケート、ヒアリング）を踏まえた上で、こども政策DXを中長期的に進めるにあたり、国・自治体・事業者等がどのような取組をいつまでに行う必要があるかなどの展望案について検討する。</p> <p>【調査内容（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各ライフステージにおける子ども・子育て関連制度・事業（国・自治体独自双方）を網羅的に調査し、各制度・事業におけるDXやICT利活用の状況や、DXを推進する場合の制度面・業務面での障壁などを整理する。 <p>2. 検討会の設置・運営</p> <p>上記1の実施にあたり、DXに関する専門的知見や実務を担う現場の意見を踏まえた実効性のあるものとするを目的として、有識者や自治体職員、子育て関連事業者等により構成する検討会を設置し、3～4回程度開催する。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>(1) 上記の調査研究結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書</p> <p>(2) (1)の内容を完結にまとめた概要資料（Power Point 2～3枚程度）</p> <p>(3) 調査・分析に用いた電子データ一式</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局総務課 (長官官房総務課 DX企画調整係 03-6848-0248)</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-02</p>	<p>子ども・子育て分野におけるDXの推進に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>子ども家庭庁では、子育てに関する様々な手続を簡素化し、子育て当事者等の利便性向上や負担軽減を図るため、保育や母子保健など様々な子ども・子育て分野におけるDXの推進に取り組んでいる。</p> <p>本調査研究では、子ども・子育て分野におけるDXの取組を広く調査し、生成AIを活用した事例など先進的・効果的なDXの事例を発掘・収集するとともに、収集した事例をもとに事例集を作成し、全国の自治体や子育て関連事業者に対して広く周知する。これにより、自治体や事業者等におけるDXをさらに推進していくことを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>以下に記載する事項について、下記担当課室と十分に協議の上で実施すること。なお、本事業の実施にあたっては、これまでに子ども家庭庁が行った調査研究や実証事業の内容を参照するほか、子ども家庭庁のDXに関する取組やデジタル庁等が定めるDX関連の各種ガイドライン等を十分理解する必要がある点に留意すること。また、実施にあたっては別途予定の子ども政策DXの推進に関する中長期的な展望についての調査研究とも連携を図ること。</p> <p><u>1. 子ども政策DXにおける取組状況等に関する実態調査</u></p> <p>自治体の子ども・子育て関係部局や子育て関連事業者に対して、DXの取組状況等に関するアンケート調査を実施する。当該調査の取りまとめ・分析の結果、先進的・効果的である取組を行っている団体に対し、ヒアリング調査を実施する。</p> <p>なお、各団体における生成AIなど先端技術の活用ニーズや活用に向けた課題等もあわせて調査する。</p> <p><u>2. 子ども政策DXに関する事例集の作成</u></p> <p>上記1.の結果を踏まえて、先進的・効果的なDXの事例をまとめた事例集を作成する。自治体や事業者がDXを積極的に進められるよう、各事例の効果や課題など、参考となる情報を事例集に盛り込むこと。</p> <p><u>3. 検討会の設置・運営</u></p> <p>外部有識者や自治体、事業者等で構成する検討会を設置し、上記の実態調査の実施や事例集の作成にあたって意見を聴取する。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>(1) 上記の調査結果及び検討会開催結果をまとめた電子媒体及び紙媒体での報告書（調査結果、検討会議事録 等）</p> <p>(2) (1)について簡潔にまとめた概要資料（Power Point 2～3枚程度）</p> <p>(3) 子ども政策DXに関する取組事例集</p> <p>(4) (3)について簡潔にまとめた概要資料（各事例につき、Power Point 2枚程度）</p>

	(5) 調査・分析に用いた電子データ一式
担当課室・担当者	成育局総務課 (長官官房総務課 DX企画調整係 03-6848-0248)

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-03</p>	<p>児童福祉施設等における業務継続の在り方に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>○ 自然災害やサイバー攻撃等により電力、通信、交通等の主要インフラが寸断され、福祉やサービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>○ こうした事態が発生した場合でも福祉やサービスを安定的に提供できるよう業務継続を確保することが重要であることから、令和7年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、児童福祉施設等の対策状況の実態を把握するとともに、課題やニーズを把握し、データの整理を行っているところである。</p> <p>○ 上記を踏まえ、児童福祉施設等の対応策や対策の水準を検討及び業務継続ガイドラインの作成等を行う。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>(1) 検討会の開催 令和7年度の調査研究事業結果を踏まえ、危機管理対応の有識者、地方自治体の児童福祉担当部門、児童福祉施設等の事業者団体等からなる検討会を設置し、児童福祉施設や障害児福祉サービスの類型（入所系、通所系）等に応じた業務継続に関する内容や水準等を検討する検討委員会を開催するとともに、その事務局運営を行う。</p> <p>(2) 業務継続ガイドライン等の作成・配付 (1) で得られた知見を踏まえ、児童福祉施設が活用可能な業務継続のためのガイドライン及び業務継続計画（BCP）のひな形の作成・配付を行う。</p> <p>(3) 解説動画の作成 (2) で作成したガイドラインの理解を深め、業務継続計画（BCP）の作成及び実践に係る解説動画を作成する。</p> <p>なお、調査研究事業を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁総務課危機管理対策室と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>(1) の結果報告書 (2) 業務継続ガイドライン (3) 解説動画の作成 ※ 電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局総務課 (長官官房総務課 危機管理対策室 03-6860-0147)</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-04</p>	<p>児童を被害者とする人身取引事案に関する国内の取締り状況及び諸外国の法規制に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>人身取引は、重大な人権侵害であり、被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらすものである。</p> <p>我が国では、「人身取引対策行動計画2022」（令和4年12月20日犯罪対策閣僚会議決定）を策定し、政府全体として対策を進めてきたところであるが、令和8年1月に実施された人身取引対策推進会議において、議長である官房長官から、同行動計画の改定指示がなされるなど、更なる対策が求められている。</p> <p>こども家庭庁においても、昨今、児童が被害者となる深刻な事案等が発生していること等を踏まえ、児童福祉法の適用状況や、各事案の詳細、量刑等に係る調査・分析を行うことにより、国内の取締り状況を的確に把握することが必要である。また、今後の検討に向け、諸外国において児童が被害者となる事案に適用される法規制の内容等に関する調査を行い、その動向を把握するが必要である。</p> <p>本調査研究は、これらを把握することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>(1) 近年、児童福祉法（特に第34条第1項各号）が適用された人身取引事案に関する事例の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭庁と連携し、検挙及び起訴された件数、人員数及び具体的事例（事案の詳細）に関して、関係する行政機関に照会等を行う。 ・各地方検察庁に対し、上記で把握した事例の確定判決の照会を行う。 ・その他実態把握において必要な情報の収集等を行う。 <p>(2) 事例を踏まえた実態の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検挙及び起訴された件数・人員数の経年の変化とその要因等の分析（組織犯罪に関する法令改正等の規制強化など、特異の状況等がないかの精査）を行う。 ・他の刑法犯（刑法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、売春防止法を含む。）について、経年の変化との比較を行う。 ・事案の詳細や量刑の分布・実態の分析を行う。 ・その他実態把握において必要な分析及び有識者からの意見聴取等を行う。 <p>(3) 諸外国の法規制に関する調査・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国において、児童を被害者とする事案に適用される法規制の内容（規制の対象や要件、量刑等）に関する調査を行う。 ・米国国務省による各国に関するレポートの要約・分析（対応状況や優先すべき勧告の内容）を行う。 ・その他こども家庭庁と連携し、各国の規制の状況等の把握・分析を行う。 <p>その際、必要に応じ在外公館にも協力を求めることもある。</p> <p>※いずれも詳細は、調査開始前に、こども家庭庁と協議の上、決定する。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記(1)、(2)及び(3)についてまとめた報告書 ※調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局総務課 企画調整係 03-6863-0383</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-05</p>	<p>保育士のキャリアに関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>保育士の有効求人倍率は全職種平均と比べても高い水準となるなど、保育士の確保が課題となっており、保育士の待遇改善をはじめ、働きやすい職場環境づくり、新規資格取得と就労の促進、離職者の再就職・職場復帰の促進、保育の現場・職業の魅力発信の取組を総合的に推進してきているところ。</p> <p>こうした中で、保育士については、処遇改善等加算により、保育所等において研修による技能の習得によりキャリアアップができる仕組みを構築してはいるものの、キャリアパスが不透明であるとの指摘もあり、また、園長、主任保育士等の職位以外の選択肢が見えにくいとの指摘もある。</p> <p>本調査研究では、保育士や他の専門職に係るキャリア形成の仕組みや、保育士自身・保育士を目指す学生のキャリアに対する意識や取組、保育所等や保育士養成施設等におけるキャリア形成の仕組みや取組、自治体によるキャリア形成に係る保育士や保育所等へ支援の現状等について調査・分析等を行い、実態の把握と課題分析を行うことにより、保育士のキャリア形成に関する施策の充実の検討に資する知見を得ることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>(1) 文献調査等</p> <p>保育士及び保育士のキャリア形成の在り方を検討する上で参考となり得る福祉・教育分野等における複数の専門職について、キャリア形成の制度的な仕組みや支援について、文献調査等により整理を行う。</p> <p>(2) アンケート調査</p> <p>保育士、保育士養成施設等の学生、保育所等、保育士養成施設等、自治体（都道府県、市町村）に対し、保育士のキャリア形成の意識や取組の実態把握に関するアンケート調査を実施する。</p> <p>① 保育士 キャリア形成に関する意識や取組状況、希望するキャリアや支援 等</p> <p>② 保育士養成施設等の学生 保育士のキャリアに関するイメージ、希望するキャリアや支援 等</p> <p>③ 保育所等 キャリア形成に関する意識や仕組み・取組の現状（職位や処遇等の設定、研修やOJTの仕組みや受講実態、人事や研修等における他の施設や地域との連携の状況等） 等</p> <p>④ 保育士養成施設等 キャリア形成に関する意識や取組の現状（カリキュラムや具体的取組の内容等） 等</p> <p>⑤ 自治体（都道府県、市町村） キャリア形成に関する保育士や保育所等への支援策 等</p> <p>(3) インタビュー調査・ヒアリング調査</p> <p>上記(2)の調査を踏まえつつ、保育士及び保育士養成施設等の学生（そ</p>

	<p>れぞれ5～10名程度を想定) に対して、より具体的な意識や取組を把握するためのインタビュー調査を行う。また、保育士のキャリア形成に関して特色ある取組を実施している保育所等及び保育士養成施設等並びに自治体(それぞれ5～10か所程度を想定) に対して、より具体的な取組を把握するためのヒアリング調査を実施する。</p> <p>(4) 検討会の設置・開催</p> <p>(1)～(3)を進め、その結果を分析し課題等を整理するため、学識経験者、保育施設関係者、自治体職員等で構成される検討会を設置・開催する。</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>調査結果や検討会等の結果等をまとめた報告書(A4版、概要版含む)</p> <p>※関係者が使用できるようグラフなどを使用し、視認性の高いものとする。</p> <p>※概要版についてはパワーポイント1枚及び5枚程度にまとめた2パターンを想定。令和9年2月末を目途に提出すること。</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局保育政策課 保育の魅力向上係 03-6858-0086</p> <p>成育局基盤企画課 保育士対策係 03-6861-0058</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-06</p>	<p>人口減少地域における保育機能の維持・確保に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>保育所等の待機児童数は令和7年4月1日時点で2,254人となり、ピークであった平成29年の10分の1以下となってきた一方、定員充足率は全国的に逡減傾向にある。</p> <p>令和6年12月に公表された「保育政策の新たな方向性」においては、保育の量の確保について、待機児童対策だけでなく人口減少も含めた地域の課題に応じた提供体制の整備を進めることとされた。</p> <p>今後、地域分析や支援の強化により、各地域における持続可能な保育機能の確保を進めていくことが必要であるが、人口減少により就学前人口が減少している自治体における保育提供体制の実態や対応については、十分に把握されていない現状がある。</p> <p>本調査研究においては、人口減少に直面している市区町村を中心に、各地域における保育の現状や今後の保育機能の維持・確保のための方針・取組等について調査・分析等を行うことで、今後全国的な課題となり得る人口減少下における保育機能の維持・確保に関する対応策の検討に資する知見を得ることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>人口減少に直面している市区町村等における保育機能の維持・確保に係る実態を把握するため、調査を実施し、実態把握や事例の収集を行った上で、調査結果の分析等を行う。</p> <p>(1) 人口減少地域等に対するアンケート調査（市区町村・都道府県、保育所等）</p> <p>全部過疎市町村（713市町村）等、人口減少が進む市区町村や人口減少に向けた検討を進めている市区町村、関係都道府県、これらの市区町村に所在する保育所等に対し、保育機能の維持・確保の実態について調査を実施の上、体系的に整理を行う。</p> <p>【主な調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の設置状況（施設種別ごと、公私別など） ・へき地保育所や保育所分園等の国の制度の活用有無 ・保育所等における職員配置や他事業との兼務等の状況 ・補助金等の活用状況 ・保育以外の子育て支援機能等を含めた複合的なサービス提供の有無 ・今後の保育機能の維持・確保に向けた検討状況（統廃合や機能集約など市町村における保育機能維持・確保に係る方針の検討、策定） <p>(2) 市区町村・保育所等へのヒアリング（各20か所程度）</p> <p>上記で収集した情報の中から、市区町村において保育提供体制を確保するにあたっての課題や今後の保育機能の維持・確保の計画及び方針等についてヒアリングを実施する。</p>

	<p>(3) 研究会の設置・開催</p> <p>(1) 及び(2)を進め、その結果を分析し課題等を整理するため、学識経験者、自治体職員等で構成される検討会を設置・開催する。</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>人口減少地域における保育機能の維持・確保に関する調査結果及びその分析、取組事例や課題などについてまとめた報告書（A4版、概要版含む）</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	成育局保育政策課 待機児童対策係 03-6858-0048

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-07</p>	<p>医療的ケア児等への教育・保育の実施状況等に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定 する背景・目的</p>	<p>令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、国の支援事業の充実や自治体の取組が進む中で、医療的ケア児の保育所等での受入れは増加してきているが、地域や施設等で取組に差が生じている状況がある。また、看護師等の人材確保も課題となる中で、地域の状況に応じた効果的な支援や体制を構築していくことが重要となっている。</p> <p>本調査研究においては、医療的ケア児の保育所での受入状況、地域や園の体制や取組、予算事業の実施状況等について調査・分析等を行い実態の把握と課題分析を行うとともに、直近の受入や支援の実態や課題、好事例等を踏まえて「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」（令和6年3月改訂）の改善を検討することで、今後の施策の充実に向けた検討に資する知見を得ることを目的とする</p>
<p>想定される事業の手 法・内容</p>	<p>医療的ケア児等への教育・保育の実態を把握するため、自治体、保育所、利用者等に対して調査を実施するとともに、調査で得られた実態や好事例の情報も踏まえつつ、「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の見直しの検討を行う。</p> <p>(1) 実態把握のためのアンケート調査（自治体・保育所・利用者等） 自治体、保育所等における、医療的ケア児の受入れ状況・園の体制・取組、予算事業の実施状況等に関する基礎的なデータ・事例の収集を行う。利用者等に対する支援の状況に関するアンケート調査も実施する。</p> <p>(2) 医療的ケア児を受入れている保育所等及び自治体へのヒアリング（10か所程度） 上記（1）で収集した情報の中から、地域や園の体制づくりや具体的な受入れ・支援の取組、医療的ケア児支援センターやコーディネーターとの連携等に関する先駆的な取組について、その具体的な実施方法や実施に当たっての工夫、課題等についてヒアリングを行う。</p> <p>(3) 検討会の設置・検討 （1）及び（2）を進めるとともに、ガイドラインの見直しを検討するため、有識者による検討委員会を設置・開催する。 なお、調査研究等を進めるに当たっては、適宜、こども家庭庁保育政策課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>(1) 調査結果や検討会等の結果等をまとめた調査研究報告書（A4版、概要版含む） (2) 改訂ガイドライン素案 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局保育政策課 保育医療対策係 03-6858-0056</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-08</p>	<p>私立保育所に対する委託費の経理等に関する監査の効率化についての調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>現在、社会福祉法人以外が設立する私立保育所に対する委託費の経理等に関する監査については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）において「保育所を運営する株式会社が地方公共団体に提出する会計書類に企業会計基準を適用することを可能とする運用方針について、2024年度内に、改めてそれらを周知するとともに、国の相談窓口を設置する。」とされていることを踏まえ、当該運用方針の周知・相談窓口の設置等の対応を実施しているところであるが、昨年実施した「保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究」の全国意見照会等において、引き続き、企業会計基準に基づく会計書類を用いた監査方法が明らかではない等の課題が指摘されたところ。</p> <p>私立保育所の委託費の経理等に関する監査において、企業会計基準に基づく会計書類を用いる場合、監査担当職員には企業会計に関する専門的な知見が求められることから、自治体によっては対応が困難であると考えられる。このため、株式会社が運営する保育所であっても、自治体から社会福祉法人会計基準に基づく会計書類の提出を求められる等、社会福祉法人以外が設立する私立保育所に監査に係る過度の負担が生じている可能性がある。</p> <p>このため、本調査研究を通じて、社会福祉法人以外が設立する私立保育所に対する委託費の経理等に関する監査の実態把握を行ったうえで、企業会計基準に基づく会計書類を用いた監査の具体的手法を示す「会計監査マニュアル」を作成し、社会福祉法人以外が設立する私立保育所の監査に係る負担を軽減することで、全国各地域での効率的・効果的な監査を推進することを目的とする。なお、社会福祉法人会計基準についても同様に実態把握を行い、負担となっている点がないか等、調査・分析を行い、会計監査マニュアルに盛り込む。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>(1) 実態調査（アンケート・ヒアリング）・分析 会計監査にかかる提出資料の実態調査（市町村に対するアンケート調査・悉皆）を行う。</p> <p>その上で、企業会計基準及び社会福祉法人会計基準に基づく会計書類による監査を実施している自治体（5自治体程度を想定）に対し、その具体的な手法や実施に当たっての工夫等についてヒアリングを行い、「会計監査マニュアル」の作成に必要な情報を収集する。</p> <p>(2) 有識者検討会の設置・開催（自治体：1～2自治体程度、株式会社立の保育所：1～2名程度、社会福祉法人の保育所：1～2名程度、公認会計士：1～2名程度を想定）</p> <p>実態調査の調査設計及び当該調査結果に基づく「会計監査マニュアル」の検討等を行う有識者検討会を実施（全4～5回程度を想定）。なお、実態調査の結果等から必要がある場合は、保育所の標準的な監査調書（令和7年度中</p>

	<p>にこども家庭庁から通知予定) の修正についても検討すること。</p> <p>(3) 会計監査マニュアル素案の作成</p> <p>上記の実態調査及び有識者検討会での議論を踏まえて、企業会計基準や社会福祉法人会計基準に基づく会計書類を用いた監査の具体的手法を示す「会計監査マニュアル」(素案)を作成する。作成に当たっては、全国の自治体に対して全国意見照会を実施し、提出される意見を集約し、「会計監査マニュアル」への反映の要否、今後の論点及び方向性を整理する。なお、公認会計士等の企業会計基準に基づく会計書類を用いた監査に専門的な有するメンバーを参画させることを想定している。</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁成育局保育政策課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>(1) 上記の実態調査や全国意見照会の意見をまとめ、検討会での意見を踏まえた今後の通知の見直しの方向性の示唆や課題等を整理した報告書 (A4版、概要版含む)</p> <p>(2) 会計監査マニュアル素案、その補足資料</p> <p>※ (1)、(2) は電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>(3) 調査・分析に用いた電子データ一式</p> <p>(4) 検討会資料及び議事録の電子データ一式</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局保育政策課 企画法令係 監査担当 03-6858-0058</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-09</p>	<p>認可外保育施設における安全確保・質の向上及び今後の在り方に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>認可外保育施設は、認可保育所等では対応が困難な多様な保育ニーズに対応するなど、一定の役割を果たしている一方、安全や質の確保については課題があるところ。待機児童対策としての保育の量の拡大から、こどものための保育の質の向上への転換期において、保育を取り巻く状況や課題を分析し、認可外保育施設におけるさらなる安全確保・質の向上及び今後の在り方を検討する必要がある。</p> <p>認可外保育施設については、国が定める指導監督基準に基づき都道府県等が指導監督を行っているものの、施設における基準適合状況には課題があり、指導監督基準についても現場の実態を踏まえた対応が求められている。</p> <p>さらに、外国人児童への対応等、認可外保育施設でなければ十分に対応できないニーズについて、その実態を踏まえた今後の検討が必要である。</p> <p>本調査研究は、主に以下の内容を通じて、認可外保育施設における安全確保・質の向上を一層推進するとともに、今後の在り方に関する検討に資する知見を得ることを目的とする。</p> <p>① 都道府県等による指導監督の実施状況や基準適合率等について、認可外保育施設の実態を把握・分析し、指導監督の方法の改善及び基準適合率の向上に向けた課題並びに対応の方向性を明らかにする。</p> <p>② 指導監督基準の内容及び運用について、現場の実態を踏まえた検証を行い、必要に応じて見直しや運用改善に資する知見を得る。</p> <p>③ 地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている認可外保育施設について分析を行い、とりわけ外国人乳幼児が多い認可外保育施設等の実態を把握、分析を行う。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>① 認可外保育施設の現況取りまとめ等、都道府県等、認可外保育施設、利用者等への調査を実施、分析のほか、施設等へのヒアリングを行い、認可外保育施設における安全確保・質の向上及び今後の在り方に関する知見を得る。</p> <p>② 検討委員会において、有識者や都道府県等に実際に指導監督を実施している担当者に委員となっただき、検討会を実施する。①で得られた知見に基づき、認可外保育施設における安全確保・質の向上及び今後の在り方について議論の上、指導監督の方法や基準の改善点、外国人乳幼児が多い施設の在り方等について、とりまとめる。</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁成育局保育政策課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①及び②について、調査結果や検討会等の結果等をまとめた調査研究報告書（A4版、概要版含む） ※紙媒体・電子媒体（バックデータ含む）で提出。 ・認可外保育施設に関する実態把握調査（指導監督の実施状況及び基準の適合性等）に関する整理・取りまとめ ・外国人乳幼児が多い施設の運営の在り方等に関する事例集
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局保育政策課 認可外保育施設担当室 指導係 03-6858-0133</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-10</p>	<p>保育現場におけるハラスメント対策の在り方に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）により、事業主は、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、当該労働者の就業環境が害されることのないよう雇用管理上の措置を講じなければならないこととされたところ。</p> <p>また、同法による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号 以下「労働施策総合推進法」という）第34条第1項においては、国は、カスタマーハラスメントに対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、各事業分野の特性を踏まえつつ、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるよう努めなければならないこととされたところである（令和8年10月1日施行予定）。</p> <p>こうした動向も踏まえ、保育所等の職員が安心して働くことができるよう、労働者の就業環境が害される要因となる問題について、保育分野の特性を考慮しつつ、保育所等の事業者が適切に対策を講じるための方針を明確化し、職場環境・労働環境の改善を図っていくことが必要である。</p> <p>既に労働施策総合推進法において防止措置が義務化されているセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントも含め、保育所等における労働者の就業環境を守るために留意すべき事項等の整理、保育所等に対する広報・啓発資材等の開発を通じ、当該対策の強化を図ることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>(1) 文献調査 ○いわゆるハラスメント対策について、先行している他分野（介護・教育分野を想定）における対応の整理や、保育業界における先行事例の分析等を行う。</p> <p>(2) アンケート・ヒアリング調査 ○保育所等における労働者の就業環境を守るための取組の実態把握を目的として、保育士や保育事業者等への巡回支援事業の利用状況も含め、自治体・保育所等に対するアンケート調査を実施し、保育現場におけるハラスメント対策に係る課題の洗い出しを行う。</p> <p>○アンケート調査で得られた情報等も踏まえ、自治体・保育所等にヒアリングを行い、場面・状況、ハラスメントの種別（いわゆるカスタマーハラスメント、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント）ごとに労働者の就業環境を守るための取組の好事例を収集する。</p> <p>(3) 研究会の実施（ガイドライン素案、広報・啓発資材案の開発） (1) 及び(2)の調査結果を踏まえつつ、自治体関係者、保育関係者、学識経験者、弁護士等により構成される研究会において、保育所等における労働者の就業環境を守るための取組の具体的な在り方について検討し、(2)で収集した好事例も盛り込んだ保育現場における労働者の就業環境保護に係るガイドラ</p>

	<p>イン素案を作成する。また、管理者・職員向けの研修資材案（ガイドラインの内容を分かりやすくまとめたものに加え、チェックシート等を想定。）や、周知・啓発用の配布資材案（ポスター・チラシを想定。）についても検討の上、作成する。</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁成育局保育政策課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究会における検討結果等をまとめた報告書（A4版、概要版含む） ・保育現場における労働者の就業環境保護に係るガイドライン素案 ・管理者・職員向けの研修資材案 ・周知・啓発用配布資材案 等 <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局保育政策課 企画法令係 03-6858-0058</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-11</p>	<p>保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>○ 「保育政策の新たな方向性」（令和6年12月こども家庭庁）においては、「職員配置基準に関する科学的検証の手法を検討するとともに、テクノロジーや幅広い人材の活用を含め、保育所等の在るべき体制についてエビデンスの収集を進める」こととされている。</p> <p>○ この点、令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業における「保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方に関する調査研究」（以下「令和6年度調査研究」という。）において、検討すべき事項等を整理するとともに、令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業における「保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方に関する調査研究」（以下「令和7年度調査研究」）において、令和6年度調査研究において得られた調査結果の深掘りや、保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方に関する調査（①タイムスタディ、②定量分析、③バイタルチェックによる保育士のストレス分析等）のうち、①に関する設計を行ったところである。</p> <p>○ 本調査研究は、令和6年度調査研究及び令和7年度調査研究の結果を踏まえ、令和7年度調査研究において設計を行った①タイムスタディについて、当該設計の内容に沿って実施することを目的とするものである。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>○ 保育現場における保育士等の勤務実態を把握するため、当該保育士等が従事する業務を、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士としての専門性が求められる業務であるかどうか ・ コア業務とノンコア業務のどちらに該当するか ・ 複数人で実施する業務かどうか <p>等に分類し、保育現場の実態の把握を行う</p> <p>○ 調査の設計については、概ね以下の内容を想定。</p> <p>① 調査の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士（保育教諭）、主任保育士（主管教諭）、副主任保育士（副主幹教諭）及びその他の保育士 ・ 子育て支援員（研修修了者） ・ 保育士以外の専門職（保育業務に係る支援業務を行う専門職）看護師、栄養士、心理士等 ・ 園長、所長等の管理職 ・ 事務職、用務員等のその他の職員（研修未受講、無資格） <p>② 調査の対象施設・事業</p> <p>保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園並びに小規模保育事業（A～C型）及び家庭的保育事業。施設・事業の類型を踏まえつつ、対象（サンプル）となる施設・事業所を選定する。併せて、実際に調査の対象となる施設・事業所を選定するに当たっては、次に掲げる事項等を考慮する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・事業所の規模 ・ 地域性（自治体独自の職員配置基準等を考慮） ・ 保育実践の在り方（チーム保育の実施の有無等） ・ 職員配置の状況（加配の有無等） ・ ICTの導入状況 ・ 他の事業（一時預かり事業、こども誰でも通園制度等）との一体的実施の有無等 <p>③ 調査の実施手法</p> <p>対象となる1つの施設・事業所につき、次の3つの手法により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タイムスタディ調査 毎月発生する業務を把握するため、1か月間を1つの単位とし、1か月の中における任意の1～2週間実施する。 ※ 繁忙期とそうでない時期の2回行う。 ・ アンケート調査 保育所等の保育方針、運営体制等の基本情報を把握するため、1か月以上の期間で定期的に発生する業務、および不定期に発生する業務を把握する ・ ヒアリング調査 アンケート調査によって把握することができない実情の把握に資するため、ヒアリング調査を実施する。 <p>注1：調査の設計については、令和7年度調査研究の報告書を踏まえることとし、上記の内容から変更があり得る。</p> <p>注2：令和8年度こども家庭科学研究費補助金における研究課題中「行動データ分析に基づく保育士等の業務負担・ストレス要因の実証的解明および適正な職員配置基準検討のための調査研究」及び「位置測位データを活用した保育士等・こどもの行動軌跡の可視化による保育の質・安全確保に向けた調査研究」について、保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方の検討に向けて、本調査研究とあわせて進めることとしており、これらの調査研究の実施者と連絡調整を行うなど連携して取り組むこと。</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁成育局保育政策課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>実施した調査の内容及び結果をまとめた報告書（A4版、概要版含む）</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局保育政策課 企画法令第一係 03-6858-0058</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-12</p>	<p>児童館の運営実態の把握及び、児童館によるこどもの居場所のコーディネート機能に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>児童館は、全国に4,248か所（令和6年10月現在）設置され、地域のこどもの居場所の一つとして運営されている。その運営や活動の基本的事項については児童館ガイドラインに示している。令和6年12月には、こども基本法及び、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こどもの居場所としての更なる機能強化が期待されることを踏まえ、児童館ガイドラインを改正した。改正したガイドラインには、「児童館は、こどもの居場所づくりにおけるコーディネーターとしての役割が期待されている」とあり、自らこどもの居場所であるとともに、地域の居場所等のコーディネーターとして、こどもまんなかな地域づくりを進めることが期待されている。</p> <p>一方で、児童館数は減少傾向にあり、児童館に期待される機能・役割とその運営・活動実態には乖離があることが懸念される。</p> <p>そのため、児童館ガイドライン改正後における、地域のこどもの居場所としての機能や地域のコーディネーターとしての役割等、期待される役割・機能等の状況や、自治体における児童館や児童健全育成施策・制度の状況、個々の児童館の運営・活動実態を把握する調査を行い、今後の活動推進に向けた検討を行う。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>本調査研究課題に想定する調査手法等は、次の通りとする。</p> <p>① 自治体（都道府県、市町村）に対して、児童館設置の状況や子ども・子育て支援施策との関係、児童館ガイドラインの周知等の状況について質問紙調査（悉皆調査）を行い、先行研究の結果と比較考察すること。</p> <p>② 児童館に対して、児童館の運営状況（施設・設備、利用状況、職員、児童館ガイドラインに基づいた活動状況、関係機関との連携等）について質問紙調査（悉皆調査）を行い、先行研究の結果と比較考察すること。</p> <p>③ 児童館ガイドラインで示した今後期待される児童館の機能や役割を行っている施設を予備調査及び研究会での協議から抽出する。抽出した3か所以上の児童館に対して利用者であるこどもの意見も含めたヒアリング調査を実施すること。</p> <p>④ ①②の調査結果から、令和9年度以降に調査を実施する際、全国的な児童館の活動状況を把握するために必要と考えられる項目の抽出を行うこと。</p> <p>なお、本調査研究は、有識者や児童館設置運営者で構成する研究会を開催することとし、その構成員の人選及び調査の進め方等は、こども家庭庁成育局成育環境課と適宜協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>(1) 上記①～④の調査研究による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書。</p> <p>(2) 結果を簡潔にまとめた電子媒体及び紙媒体での報告書概要版(A4版4頁)。</p> <p>(3) 調査・分析に用いたデータセット。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局成育環境課 児童健全育成専門官 03-6861-0303</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-13</p>	<p>各自治体の子ども・若者の居場所の分布状況に関する全国調査、並びに調査結果の活用に関するパイロット調査</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>こども家庭庁は、令和5年12月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、全国の自治体に対し、すべての子ども・若者が安心して過ごすことのできる居場所を確保することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できるよう、計画的に取組を進めることを求めているところである。しかしながら、子ども・若者の居場所づくりの推進にあたり、地域全体の環境として、居場所となり得る施設・活動等の分布状況についてこれまで体系的な把握が行われてこなかった。</p> <p>この状況を踏まえ、令和7年度調査研究事業「こどもの居場所の現状を把握するための調査方法についての調査研究」では、地域における子ども・若者の居場所の分布状況について、対象年齢や活動内容によって分類して把握するための調査ツールの開発を行った。今後、子ども・若者の居場所づくりを推進していくために、当該ツールの活用を推進し、実態把握を進めるとともに、自治体はその調査結果を活用し、具体的な取組に繋げていくことが必要となる。</p> <p>本調査研究は、調査ツールを活用して子ども・若者の居場所づくりに関する全国的な動向を把握するとともに、調査結果の活用方法について、全国の自治体の参考となる先進事例を示すことを目的として実施する。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>I 調査研究</p> <p>① 調査ツールを活用した、子ども・若者の居場所の分布状況の基礎データに関する全国調査</p> <p>令和7年度調査研究事業で作成した調査ツールでは、調査にかかる事務負担の度合いに応じて、調査に以下の4つのステップを設けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ステップ1：自治体内で照会し、把握できた居場所をリストアップする。 ● ステップ2：児童館職員や教員など、子ども・若者に関わるおとなを対象として、子ども・若者の居場所となっている場の調査を行う。 ● ステップ3：居場所となっている場を実際に視察に行き、本当に居場所になっているのか、どのように過ごしているのかを確認する。 ● ステップ4：子ども・若者を対象として、子ども・若者の居場所となっている場についての調査を実施する。 <p>このうちステップ1について、全国の自治体を対象とした悉皆調査を実施する。また、悉皆調査と併せ、②の調査への協力自治体の募集を行う。</p> <p>調査結果は、全国的な傾向や、各地域において先進事例となっている自治体がわかる形でまとめることとする。</p> <p>② 子ども・若者の居場所の分布状況に関する調査結果の活用についてのパイロット調査</p> <p>本調査では、全国的に地域性や規模等に偏りが無いように選出した15自治</p>

	<p>体ほど（①の調査実施時の募集に応じて協力を申し出た自治体等）を対象として、子ども・若者の居場所の分布状況に関する調査結果を、自治体がどのように活用し得るかを検討する。</p> <p>選出した各自治体の、子ども・若者の居場所の分布状況については、①の調査に加え、調査ツールの2～4のステップを実施することで、詳細に把握する。また、ステップ4の子ども・若者を対象とした調査を実施する際には、子ども・若者のウェルビーイングに関する項目（自己肯定感や将来への希望等を想定するが、詳細は検討委員会で議論していただくこととする）を追加すること。</p> <p>子ども・若者の居場所の分布状況と、ウェルビーイングに関する調査結果については取りまとめ、子ども・若者のウェルビーイングの向上に資する施策のあり方等、その後の具体的な取組に活かせるポイント（詳細は検討委員会でご議論いただくこととする）について付記したうえで、協力自治体にお渡しする。またその際、調査結果の実際の活用方法について、協力自治体との意見交換の機会を設けることとする。</p> <p>調査結果の活用方法については、検討時の要点等を取りまとめ、全国の自治体の参考となるよう、ポイント集としてまとめること。</p> <p>II 検討委員会の設置</p> <p>当該課題に知見のある有識者等によって構成する検討委員会を設置し、Iの調査研究を進めるにあたって必要な助言等を受ける機会を設けることとする。</p> <p>なお、I及びIIの事務を進めるにあたっては、適宜、子ども家庭庁担当課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>(1) 各自治体の子ども・若者の居場所の分布状況の全国調査、並びに調査結果の活用についての報告書</p> <p>(2) 自治体が子ども・若者の居場所の分布状況を活用する際に参考となるポイント集</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局成育環境課 居場所づくり係 03-6861-0229</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-14</p>	<p>子ども当事者の声を反映した子どもホスピスの普及啓発に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>令和5年12月、「子ども大綱」において「子どもホスピスの全国普及に向けた取組を進める」ことが明記され、小児緩和ケアが必要なLTC (Life-Threatening Conditions:生命を脅かされる状態。以下、LTC) のような重い病気の子ども(以下、子ども当事者)への一層の療養環境の充実、いわゆる「子どもホスピス」の取組を推進していくことが盛り込まれた。</p> <p>これらの背景をふまえ、令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において実施した子ども(以下、子ども基本法における「子ども」)当事者へのアンケート調査において子ども一人ひとりが固有の願い、大切な人や社会とのつながりへの想いをもち療養生活を送っていることが示され、多様な社会資源およびステイクホルダーが協働し、子どもホスピスの普及啓発を推し進める必要性が示唆された。また、令和7年度実施の同事業においては、子どもホスピスに包含される多様な機能に着目し、家族支援を含めた、子ども当事者が「生きる」を実感できるための取組に必要な要素を抽出・整理を行うとともに、LTCの子どもがおかれている状況によらず、尊厳のあるひとりの子どもとして、主体的に生きることを支えることに寄与する普及啓発の在り方について、一定の整理を行ったところである。</p> <p>今後、自治体が子どもホスピスの普及啓発に取り組むにあたっては、子ども当事者を取り巻く身近な同世代の者や学校等の関係者、家族のサポートに関わる可能性のある者等が、子ども当事者を正しく理解することが求められるだけでなく、健康上の配慮が必要な子ども当事者のアドボカシーをどのように進めていくか、子ども当事者の声を聴き支える方法の検討も課題となっている。</p> <p>本調査研究では、子ども当事者の声を起点とした子どもホスピスの普及啓発資料(以下、資料)を作成するために、子ども当事者及び療養経験者の参画のもと作成された普及啓発資料等の先行調査、並びに療養生活を経験した者が参画した普及啓発資料(以下、資料)の作成をするものである。作成に当たり、令和7年度実施の同事業において、とりまとめた知見も参考にすること。</p> <p><参考></p> <p>※LTC (Life-Threatening Conditions:生命を脅かされる状態) とは 英国小児緩和ケア協会及び、英国小児科学会による定義(1997年)より引用。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>調査研究内容</p> <p>1. 検討会の設置</p> <p>本事業の検討に当たっては、当該課題に知見のある有識者等の委員によって構成する検討委員会を設置し、適宜、意見聴取を実施し、助言を求めることとする。なお、構成員の人選及び調査の進め方等は、子ども家庭庁成育環境課と適宜協議すること。検討委員会は年間3~4回程度開催、包括的な意見・助言を得ること。</p>

2. 海外の先行文献や事例等のレビュー

こどものアドボカシー（権利擁護、意思決定支援、声を支える仕組みなど）の基本理論をふまえ、LTCのような重い病気のこども当事者の声を反映し作成された、国内外の先行的な普及啓発資料をレビュー、その概要を整理し、一覧にまとめる。

3. こども当事者のインタビュー調査、アンケート調査の準備～実施

●編集チームの形成

- ▶ 編集チームは、こども当事者や経験者（以下、編集チーム）6～10名程度の構成員を含み形成されること。必要に応じて適宜、検討委員やこども家庭庁の担当者が助言者に加わる可能性がある。
- ▶ 編集チームによる協議については、効果的な資料となるための具体的なコンセプトや内容等について意見を出し合い、効果的な資料へと取りまとめていく。
- ▶ 構成員、個々の健康状態等に配慮するためにも、協議方法や回数、タイミング等は臨機応変に実施し、参画者が安心して参画できるよう努める。

●調査の準備、実施

調査は、全国の医療機関や在宅において、療養中のこども当事者が安全な環境で調査協力を得られる方法を検討、編集チームによって協議された内容を反映しながら、十分に医療機関等やご家族の協力を得られ実施されること。

- ▶ 本調査では、こども当事者の声を把握するため、インタビュー調査（10～12名程度を想定）を基本として、アンケート調査（100名程度を想定）を合わせた、混合手法を採用する。

○例えば、以下のような調査設計が考えられる。

- ・アンケート調査の結果を踏まえて、インタビュー調査を実施する。
- ・インタビュー調査で得られた結果を補完・検証するために、アンケート調査を行う。
- ・インタビュー回答が困難な状況にあるこども当事者の声については、アンケート調査を通じて把握する。

4. 資料の取りまとめ

アンケート及びヒアリング調査結果を踏まえ、こども当事者への理解促進に資する普及啓発資料として取りまとめる。

- ▶ 資料の読み手は、こどもの地域生活の中で、こどもにとって身近となりうる存在のおとな（学校の先生、児童館やデイサービス等の児童福祉施設の職員、市区町村の職員など）を想定するが、編集チームの協議において更に良いアイデアがあれば工夫されうるものとする。
- ▶ 資料の形態はデジタル冊子とし、紙媒体の冊子を加えること。
- ▶ 活用の想定場面や活用ガイドが付されたもの。

	<p>▶ 美しい色合いの図やイラスト等により、皆が関心を寄せ手に取りやすいなど、当事者と読み手に配慮した成果物であること。</p> <p>5. その他</p> <p>事業実施に当たっては、編集チームの調査手法に応じ、倫理委員会における審査を行うなど、円滑に事業実施が可能となる実施計画を作成すること。</p>
求める成果物	<p>上記、調査を実施した成果物として、一般報告書(調査内容が概観できるもの)、一般報告書の概要(A4、2枚まで)、普及啓発に資する資料(デジタル冊子のリンク、デジタル冊子と同内容の紙媒体資料)を提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体(ワードやエクセル等)も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>成育局成育環境課 こどもホスピス担当 03-3539-8327</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-15</p>	<p>保育士修学資金貸付等事業による保育士確保及び就業継続の効果に関する実態調査</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>保育士修学資金貸付等事業は、保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、潜在保育士の再就職支援を図るため、保育士修学資金、保育補助者雇上費、未就学児を持つ保育士のこどもの保育料、潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用等の貸付けを行う事業である。</p> <p>このうち、保育士修学資金貸付は、指定保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付ける事業であるが、卒業後5年間、貸付けを受けた都道府県等にある施設等に実務従事することで、返還を免除し、保育士の確保と併せて保育士の就業継続を図っているところである。</p> <p>本調査研究は、保育士修学資金の貸付けを受けた学生等（卒業生を含む）の卒業後の進路を調査することにより、保育士修学資金貸付が保育士確保にどの程度寄与しているかを把握するとともに、保育士修学資金の貸付けを受けて保育士となった者の返還及び返還免除の状況を調査することにより、保育士修学資金貸付が保育士の就業継続にどの程度寄与しているかについても把握し、今後の保育士修学資金貸付のより効果的な実施方法等の検討に資することを目的として実施する。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>① 保育士修学資金貸付を実施している都道府県、指定都市を対象として、平成27年度以降に行った貸付けについて、貸付けを行った年度別に以下の項目に関する実態調査（アンケート形式による悉皆調査）を行う。</p> <p>（ア）保育士修学資金の貸付けを受けた学生の卒業後の進路（就職先及び保育士として働いているか否か等）。</p> <p>（イ）保育士修学資金の貸付けを受けた学生のうち、貸付金の返還決定を行った人数と、その理由。特に指定保育士養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行なった者については、貸付けを受けた都道府県等にある施設等における実務従事期間の状況（過疎地域、離島、中山間地域は、その他の地域と分けられるよう調査を行う）。</p> <p>（ウ）保育士修学資金の貸付けを受けた学生のうち、返還免除となった者の状況（人数、返還免除となる実務従事期間を満たすために要した期間等）。</p> <p>（エ）保育士修学資金の貸付けを受けた学生のうち、返還債務の履行猶予の裁量猶予が適用された事例とその事由の状況。</p> <p>② ①の調査結果について、集計し、分析を行う。</p>

求める成果物	○ 保育士修学資金の貸付けを受けた学生等の卒業後の進路及び保育士修学資金の貸付けを受けて保育士となった者の保育士修学資金の返還及び返還免除、返還の債務の履行猶予の状況をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。
担当課室・担当者	成育局 成育基盤企画課 保育士対策係 03-6861-0058

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-16</p>	<p>保育所等における食事の外部搬入に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>・保育所における食事の提供については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）では、保育所に調理室を設けることとされており、自園調理を行うことが原則のところ、公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点から、構造改革特別区域法に基づく特例措置として、公立保育所において一定の条件を満たす場合に給食の外部搬入方式が可能となった。さらに、平成22年6月より、公立・私立を問わず満3歳以上児には、給食の外部搬入方式が可能とされ、残る公立保育所における満3歳未満児に対する食事の外部搬入の特例措置についても活用されているところである。</p> <p>・令和7年度の構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会において、上記特例措置について、主に、外部搬入の実施に当たって一人一人に応じた適切な離乳食の提供体制、障害児等の一人一人への支援、食育の推進に関する課題があるものの、満3歳以上児と同様に、全国展開が妥当であるとの評価がなされたところである。このため、適切な外部搬入の実施のために必要な配慮事項等について、外部搬入の実施に関わるステークホルダーに対して示していくことが必要である。</p> <p>・保育所における適切な食事の提供に関しては、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」で示しており、令和7年度こども家庭科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）「児童福祉施設における栄養管理の充実に資する研究」等をはじめとする調査研究が進められてきているところである。</p> <p>・そこで、本調査では、課題として挙げられた事項の解決に向け、上記のガイド及び調査研究事業の成果を考慮した上で、参考となるような事例の収集や配慮すべき事項等を整理するなど、今後の外部搬入の実施に係る基礎資料を得ることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>1. 外部搬入を導入している施設に対する実態調査（アンケート調査・ヒアリング調査）</p> <p>(1) アンケート調査票の発出及び回収・集計</p> <p>以下対象者に対し、「外部搬入の実施に係る関連事項（※）」に関するアンケート調査票を送付し、回答の回収・集計を行う。</p> <p>調査項目等については、調査研究実施者において素案を作成し、担当課と調整の上、行うものとする。</p> <p>（対象者）</p> <p>① 特区を申請している自治体（調理施設等との契約担当）</p> <p>② 外部搬入実施施設（食事をする施設。保育所、認定こども園等を想定。）</p> <p>③ 外部搬入の委託先（調理をする施設）</p> <p>（※）外部搬入の実施に係る関連事項とは「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第32条の2に準ずる事項を想定。</p>

	<p>(2) ヒアリング調査</p> <p>(1) の調査結果を踏まえ、外部搬入実施園及び所管する自治体担当者に対するヒアリング調査を実施すること。なお、ヒアリング調査で得た結果について、外部搬入基礎資料集に反映させることができる内容があれば、適宜反映すること。</p> <p>(3) (1)、(2) の調査については、外部搬入の実施に当たって各観点で配慮すべき事項及びその具体的な対応内容について整理するとともに、基礎資料集作成に係る検討を行う。分析結果については、調査研究実施者において素案をとりまとめ、担当課等の意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>2. 外部搬入実施の基礎資料集の作成</p> <p>外部搬入を実施する施設の参考となるよう、多様な実施例を掲載すること。外部搬入の導入の背景や目的、導入決定までのプロセス等を含め取り組み事例を掲載すること。事例の選定にあたっては、地域や出生数、受け入れているこどもの状況、食事提供の種類等も含め、各観点に関する事情を考慮し、10 事例程度は確保すること。</p> <p>また、所管する自治体が指導・監査を行う際の項目案等を作成し、合わせて掲載すること。</p> <p>作成にあたっては、外部搬入に係る自治体の条例、施設及びセンター等が使用している計画書、マニュアル、取り決め事項も含めて必要な資料の収集も行うこと。また、写真を掲載する等、視認性を担保するよう留意すること。なお、本調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。また、本調査研究に関する内容について公表する場合は、予めこども家庭庁担当課の承認を得ること。</p> <p>3. 学識者等からなる検討会の開催</p> <p>1や2の実施に当たって、保育所等における食事提供に関する専門的知見を有する学識者等からなる検討会を開催し、助言を得ることとする。</p> <p>※本調査研究の実施に当たっては、こども家庭庁成育局成育基盤企画課と綿密な協議の上、遂行すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>1. 上記「1.」のアンケート調査の集計結果に係る電子データ（原則 Excel とする）一式</p> <p>2. 上記「2.」で作成した外部搬入導入施設の好事例集等の電子媒体（PDF 及び Word）</p> <p>3. 調査等による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書</p> <p>※なお、令和8年中に中間とりまとめとして、施設向けの事例を取りまとめた上、提出すること</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局成育基盤企画課 企画法令第2係 03-6861-0054</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-17</p>	<p>保育所等における0歳児からの育ち・学びを支える援助の充実に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>現在、こども家庭審議会保育専門委員会及び中央教育審議会幼児教育ワーキンググループの合同開催等により、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の改訂に向けた審議が行われているところである。</p> <p>当該会議では、保育所、認定こども園等では、在園期間が0歳児から5歳児という長期にわたり、また1日の保育時間が長時間に及ぶことなどから、<u>乳幼児の生活と発達の連続性を念頭に置きながら、園での日々の生活や遊びの更なる充実を図っていく必要があることや、低年齢児の保育所、認定こども園等の利用率は増加傾向が続いており、その対応が求められること、集団生活における保育士、保育教諭等との信頼関係の下に、同年代の乳幼児と共に過ごす中で育ちや学び、一人一人の乳幼児の生活や遊びの充実といった観点から、0歳児からの環境を通して行う保育における教育に関わる側面での活動の連続性及び発展的な広がり</u>の確保が重要であることなどが指摘されているところである。</p> <p>保育所、認定こども園等においては、乳幼児が自己を十分に発揮し、生活や遊びが豊かに展開される中で、一人一人にふさわしい経験が積み重ねられるよう、保育の内容を充実させていくことが求められる。また、乳幼児の自発的な活動としての遊びを通して資質・能力が育成されるよう、環境を通して行う保育を基本としつつ、遊びの中で様々な人やものと直接的・具体的に関わる体験の充実を図ることも重要である。そこで本調査研究では、これらを踏まえ、<u>乳幼児の発達の流れに沿いながら、0歳児からの自発的な遊びの中で多様な動きを促す援助や、乳幼児が自分なりに、思いや考えを表現しようとする</u>こと、さらに他の乳幼児への<u>関心を深め自ら関わろうとしたりする意欲を支える援助</u>についての実態を把握する。これにより、保育所等における0歳児からの育ち・学びを支える援助の充実に係る基礎資料を得ることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>下記1～3を行い、保育所等における0歳児からの育ち・学びを支える援助に関する実態を把握するとともに、保育関係者の理解促進のための好事例の収集・整理を行う。</p> <p>1. 実態把握 各保育所・認定こども園等に対する質問紙調査やヒアリング調査を実施し、0歳児からの育ち・学びを支える援助の具体的な内容や環境等を把握するとともに、取組事例を収集する。</p> <p>2. 好事例の収集・整理 1の実態把握を通して、好事例を収集・整理するとともに、園の工夫や成果、課題の所在を明らかにする。</p> <p>3. 有識者からの指導・助言 1や2の実施に当たっては、学識者等から助言等も得ながら作成することとする。</p>

	※本調査研究は、こども家庭庁成育局成育基盤企画課と綿密な協議の上、遂行すること。
求める成果物	保育所等における0歳児からの育ち・学びを支える援助に関する好事例、園の工夫や成果・課題等の分析を含めた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データも一式も併せて提出すること。
担当課室・担当者	成育局成育基盤企画課 企画法令第2係 03-6861-0054

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-18</p>	<p>保育所保育指針等に基づく保育の理解促進のための周知・啓発及び保護者の保育ニーズに関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）では、「幼児教育・保育について、量・質両面からの強化を図ること、その際、待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すこと」とされている。</p> <p>また、令和6年12月20日に取りまとめた「保育政策の新たな方向性」においても同様に、これまでの保育の「量の拡大」から、地域のニーズに応じた質の高い保育の確保・充実などの観点から「保育の質の確保・向上」を政策の中心に据える方向へと大きく転換することが明記されている。</p> <p>このように、各保育所・認定子ども園における保育の質の確保・向上を図る上では、保護者等をはじめ、広く保育所等における保育に関する理解を促進するため、周知・啓発を進める必要があるとともに、保育所保育指針等に示される保育の基本的な考え方やその前提となるこどもの発達の捉え方などについて、保育の実践に日頃触れる機会のない人にも分かりやすく伝わるよう、周知の方法や内容に留意することが重要であるとされている（「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」による議論のとりまとめ（令和2年6月26日））。</p> <p>このため、本調査研究では、保育所保育指針等に示される保育の考え方やこどもの発達の捉え方について、保護者や地域住民等に適切に伝えるための方策を検討する。併せて、保護者が保育所等を選択する際に望む保育の在り方や環境等についての意識やニーズを把握し、保育の質に対する社会的理解と期待の実態を明らかにする。そして、これらを踏まえて、効果的な周知・啓発の好事例をまとめることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>下記1～3を行い、各保育所・認定子ども園等における保育所保育等に関する理解促進のための周知・啓発の具体的な取組や、保護者が保育所等を選択する際に重視している点や参考としている情報等の実態を明らかにする。</p> <p>1. 実態把握</p> <p>(1) 各保育所・認定子ども園及びその運営主体に対する質問紙調査やヒアリング調査を実施し、保護者や地域住民等に対する保育所等における保育に関する周知・啓発の実態として、取組状況や具体的な手法を把握するとともに、好事例を収集する。</p> <p>(2) 0～5歳の就学前児を持つ保護者を対象とした質問紙調査やヒアリング調査を実施し、保育所・認定子ども園等を選択する際、特に保育の内容等に関して、具体的にどのような点を重視しているのか、また、どのような情報を手掛かりにしているのか等について実態を把握する。</p> <p>2. 好事例の収集・整理</p> <p>1の実態把握を通して、好事例を収集・整理するとともに、その工夫や成果、課題の所在を明らかにする。</p>

	<p>3. 検討会の開催</p> <p>1や2の実施に当たっては、学識者や保育所・認定こども園の管理職等からなる検討会を開催し、助言を得ることとする。</p> <p>※本調査研究は、こども家庭庁成育局成育基盤企画課と綿密な協議の上、遂行すること。</p>
求める成果物	<p>「想定される事業の手法・内容」の各事項について、調査結果及びその分析、取組事例等をまとめた報告書</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データも一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	成育局成育基盤企画課 企画法令第2係 03-6861-0054

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-19</p>	<p>都道府県保健師に対する母子保健施策の広域的な体制強化支援等に資する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>母子保健施策の実施に当たっては、産後ケア事業、乳幼児健診、プレコンセプションケアをはじめ、すべての子どもや健やかに育つ社会の実現を目指し、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進することが求められている。その中で、都道府県においては、母子保健法第8条にも「都道府県は、この法律の規定により市町村が行う母子保健に関する事業の実施に際し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての指導、助言その他当該市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。」と記されているように、多くの母子保健施策の実施主体である市町村を広域支援することが期待されている。</p> <p>一方、今後の人口構造や社会環境の変化を踏まえ、2040年に向けて地域における保健活動を持続的に展開していくためには、保健師の確保・育成を含め、施策の優先順位の明確化や重点化を図り、効率的かつ効果的な保健活動の推進が必要となる。</p> <p>そのため、都道府県や保健所において、人材育成のための研修や専門人材の確保等、広域的な支援の役割を強化・充実することが今後さらに求められるが、都道府県からは「どのように取り組んだらよいか分からない」等の声もあり、また、国においても現状、都道府県に対して母子保健施策の実施にあたり、体系的な研修等を実施していない状況にある。</p> <p>上記を踏まえ、本調査研究では、都道府県の自治体保健師を対象として、母子保健における広域的な施策を推進できる人材育成に資するよう、特に、研修体系や研修内容等に係る実態を把握し、課題を整理した上で、今後の効果的・効率的な研修実施方法等について検討することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>1. 検討委員会の設置・運営</p> <p>有識者、自治体関係者等で構成する検討委員会を開催し、調査研究のあり方等について検討を行う。なお、委員の選定については、担当課と相談の上、決定すること。</p> <p>2. 母子保健施策に係る広域的な体制強化等についての実態調査</p> <p>(1) アンケート調査</p> <p>全都道府県及び市町村（特別区含む）を対象としたアンケート調査を実施する。なお、調査設計においては、都道府県及び市町村（特別区含む）双方の実態把握及び課題抽出に資する項目となるよう、検討すること。その際、研修体系や研修内容に係る項目を含めること。</p> <p>(2) ヒアリング調査（対象：抽出）</p> <p>(1)の結果を踏まえ、都道府県及び市町村（特別区含む）へのヒアリング</p>

	<p>調査を実施すること。なお、ヒアリング調査で得た結果について、事例集等に反映させることができる内容があれば、適宜反映すること。</p> <p>3. 好事例集等の作成</p> <p>(1) 事例集の作成</p> <p>母子保健における広域的な施策の実施における事例集を作成する。(10自治体程度)</p> <p>(2) (1) 以外に必要と考えられる都道府県の自治体保健師向けの支援資材の作成</p> <p>検討委員会で整理された内容及び調査を踏まえ、(1) 以外に必要と考えられる都道府県の自治体保健師向けの支援資材の作成について検討を行う。</p> <p>例えば、母子保健施策の実施にあたり、管内市町村を含む現状分析・(支援)計画の立案・評価等のマネジメント機能の向上を目的とした研修カリキュラム(案)の作成等が考えられる。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>調査研究における報告書及び概要版を作成し、提出すること。併せて、調査・分析に用いたデータシート等についても提出すること。</p> <p>※報告書及び概要版については、電子媒体及び紙媒体で提出すること。調査・分析に用いたデータシート等については、電子媒体のみでも差し支えない。なお、電子媒体においてはPDF及び編集可能な電子媒体も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局母子保健課 母子保健指導専門官 03-6859-0041</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-20</p>	<p>旧優生保護法補償金等支給法の周知広報に資する構造把握と改善方策に向けた調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>旧優生保護法に基づく強制不妊手術への補償制度については、制度周知の徹底が求められているものの、対象者の高齢化、障害種別による情報取得経路の差異、家族・支援者への伝わりにくさなど、多様な要因により「届きにくさ」が生じており、施行当初をピークに、月別請求件数の減少傾向が続いている。</p> <p>現行の周知広報では、媒体特性ごとの効果や、対象者種別の情報伝達課題が十分に把握できておらず、効率的かつ効果的な周知方策の確立が課題となっている。</p> <p>上記を踏まえ、本調査研究では届きにくさの構造や要因を量的・質的に把握し、周知のボトルネックの特定、障害種別・地域別に有効な周知方策の設計指針の整備及び将来的な効果検証・全国展開の広報施策につながる基礎分析を行い、持続的・効果的な周知広報モデルの構築を目指す。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>1. 周知広報戦略の設計・効果検証に向けた実態調査</p> <p>(1) アンケート調査（基礎調査）</p> <p>全都道府県及び市町村（特別区含む）を対象としたアンケート調査を実施する。（都道府県、市町村ではアンケート項目が異なることが想定される）調査設計においては、障害種別に旧優生保護法補償金等支給法に関する情報の届きにくさの構造把握に資する項目となるよう検討すること。特に、当事者等（優生手術等を受けた本人に加え、配偶者、遺族等）の生活様式（日常生活におけるコミュニティ、利用頻度が高い福祉サービス、ライフイベント、家族構成等）、既存広報物の接触状況・理解度・認知課題の把握及びボトルネック要因（心理的・技術的・地域的・制度的）に係る項目を含めること。</p> <p>(2) ヒアリング調査（対象：抽出）</p> <p>(1)の結果を踏まえ、特に周知広報を進めるうえで効果的な取組などを行っていると考えられる障害・福祉支援団体・機関へのヒアリング調査を実施すること。この際、ヒアリング調査で得た結果について、事例集等に反映させることができる内容があれば、適宜反映すること。なお、最低10団体（機関）へのヒアリング調査を行い、障害種別・地域の選定については、担当課と相談の上、決定すること。</p> <p>2. 好事例集等の作成</p> <p>(1) 事例集の作成</p> <p>旧優生保護法補償金等支給法における広域的な施策の実施における事例集を作成する。（10団体（機関）程度）</p> <p>(2) (1)以外に必要と考えられる都道府県の自治体相談窓口向けの支援資材の作成</p> <p>3. に記載のある検討委員会で整理された内容及び調査を踏まえ、(1)以外に</p>

	<p>必要と考えられる都道府県の自治体相談窓口向けの支援資材の作成について検討を行う。</p> <p>例えば、自治体毎に実施する周知広報施策の実施にあたり、管内の地域包括ケアシステムとの連携や、本制度を所管する母子保健課と障害福祉に関し所管する障害福祉課等との横断的な連携施策、相談・請求を後押しする（行動変容を促す）取り組み施策の紹介等が考えられる。</p> <p>3. 周知広報戦略の設計</p> <p>(1) 各障害種別に応じた最適媒体の検討</p> <p>紙媒体、支援者向け配布物、SNS等幅広く検討する。この際、KPIを念頭にいった媒体検討を優先すること。</p> <p>(2) 接触タイミングと導線設計</p> <p>実態調査を踏まえ、ライフイベント・福祉サービス利用時等機を捉えた設計の作成</p> <p>(3) 「小規模効果検証」を見据えた実施計画案</p> <p>仮説設定、KPI、検証方法（調査票案含む）、実施期間を含め計画を作成</p> <p>(4) 全国展開に向けた初期設計資料</p> <p>必要予算の概算（媒体費・人件費・協力団体費等）、実施体制案、想定スケジュール、省内外説明用資料を含めて作成</p> <p>(5) 広報媒体の試作</p> <p>ターゲット別（本人・家族・支援者・専門職）広報案、効果検証に用いるミニ媒体（チラシ、PRスライド、HP等）の試作及び関係学会等で活用可能な研究概要資料（PR・理解促進用）の作成</p> <p>4. 検討委員会の設置・運営</p> <p>周知広報戦略の検討・具体化に資する検討委員会を開催する。委員は、社会福祉学、広報学、倫理学、行動経済学、心理学、コミュニケーション学、公衆衛生学等の学術専門家をもって構成し、その選定については、担当課と相談の上、決定すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>調査研究における報告書及び概要版を作成し、電子媒体及び紙媒体で提出すること。調査・分析に用いたデータ一式等については、電子媒体のみでも差し支えない。なお、電子媒体においてはPDF及び編集可能な電子媒体も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局母子保健課 旧優生保護法補償金等支給業務室 03-6862-0565</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-21</p>	<p>児童のディープフェイクポルノ等生成・拡散等の実態把握に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>昨今のインターネット利用を巡る青少年保護の国内及び主要各国における動向に鑑み、インターネット利用を巡る青少年の保護に関する課題及び論点を整理するために開催された「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」にて取りまとめられた「課題と論点の整理」（令和7年8月7日）における課題の一つとして「例えば、生成AI技術を悪用した実在する児童の性的被害等、ディープフェイクに係るリスクや被害について、政策的なレベルでの認知が不十分である中、状況把握を実施することをどう考えるか。」と挙げられたところ。</p> <p>児童のディープフェイクポルノ問題は、被害として明るみに出ているものはほんの一握りと思われ、実際にどの程度生成や拡散等の実態があるかは不明である。</p> <p>また、児童のディープフェイクポルノに該当しないものの性的羞恥心を害するものや、性的なものではなくとも個人の尊厳を著しく損なうようなディープフェイクも多数存在すると考えられ、これらも問題となっていく可能性がある。</p> <p>このことから、技術的アプローチ等により児童のディープフェイクポルノ等の実態把握を行うため調査を実施する。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>SNS等サービスにおいて、児童のディープフェイクポルノ等がどの程度生成、拡散されているか等実態を調査すること。</p> <p>調査を行うにあたっては、デスクトップ調査のほか、実際に調査対象のSNS等サービス上のデータを収集して分析を行うこと。具体的には、一定期間、一定条件の下で確認される調査対象のSNS等サービスにおいて、生成及び拡散されている児童のディープフェイクポルノ等のデータを調査し、その内容等について分析を行うこと。</p> <p>その上で、児童のディープフェイクポルノの他、ポルノに準じると認められるもの、その他個人の名誉を害すると認められるもの等、児童にかかるディープフェイクの態様や態様別の数等を調査すること。</p> <p>なお、調査等を実施するにあたっては、こども家庭庁成育局安全対策課（以下「安全対策課」という。）と適宜協議を行った上で実施すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>次の（１）～（２）を紙媒体及び編集可能な電子媒体で提出すること。</p> <p>（１） 調査結果</p> <p>（２） 調査報告書及びその概要</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局安全対策課 環境整備係 03-6858-0155</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-22</p>	<p>青少年のインターネット上の性被害等の実態把握に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>スマートフォンや多様なインターネット接続機器の登場により、青少年のインターネット利用環境が急速に変化している状況に鑑み、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第6次)」(令和6年9月9日こども政策推進会議決定)において、「インターネットやスマートフォンの利用がこどもの心身の発達に与える影響を含め、様々な事業者の新たなサービスやアプリケーションの提供によって変化するインターネット環境が引き起こす課題を把握・分析し、それらに対応する施策の検討に資する調査を実施する」とされている。</p> <p>更に、「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」にて取りまとめられた「課題と論点の整理」(令和7年8月7日)において、課題の一つとして「インターネット上の性被害等の実態把握について、障害がある青少年を含めて、調査対象や調査事項等について、検討を進めることについてどう考えるか。」と挙げられている。</p> <p>これらのことから、令和7年度「青少年の被害・非行防止に向けた環境整備に関する調査研究」(以下「令和7年度調査研究」という。)において、青少年のインターネット上における性被害等の実態を把握するための調査方法等について検討を実施しているところであるが、本調査研究では、令和7年度調査研究結果を踏まえ、青少年のインターネット上における性被害等の実態を把握するための調査を実施するものである。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>次の(1)～(3)の取組を行うこと。また、調査研究事業を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁成育局安全対策課(以下「安全対策課」という。)と協議すること。</p> <p>(1) 令和7年度調査研究にて調査を行った以下ア～ウについて、最新の情報を踏まえて更新を行うこと。</p> <p>ア 青少年のインターネット上の性被害等に関する既存の調査の実態(公的なもの、民間団体等によるものを含む)</p> <p>イ 青少年のインターネット上の性被害等に関する課題</p> <p>ウ 青少年のインターネット上の性被害等に関する事例</p> <p>(2) 令和7年度調査研究でまとめられた調査対象や調査事項、調査方法等による青少年のインターネット上の性被害等の実態について調査を実施すること。</p> <p>(3) (1)及び(2)を実施するにあたって、学識経験者・有識者等に対して意見聴取を実施すること。</p>

求める成果物	次の（１）～（３）を紙媒体及び編集可能な電子媒体で提出すること。 （１）学識経験者・有識者等への意見聴取議事録 （２）調査及びアンケート等の結果 （３）調査報告書及びその概要
担当課室・担当者	成育局安全対策課 環境整備係 03-6858-0155

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-23</p>	<p>インターネットが青少年のメンタルヘルスに及ぼす影響に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>インターネット利用が青少年のメンタルヘルスに与える影響に関しては、国内外において懸念の声が挙がっている。インターネット利用を巡る青少年の保護に関する課題及び論点を整理するために開催された「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」にて取りまとめられた「課題と論点の整理」（令和7年8月7日）における課題の一つとして「インターネットの長時間等の利用や、AI等によるアルゴリズムにより過去の検索履歴等に基づいて情報が表示されてしまう問題については、その具体的内容や因果関係の有無等、心身への影響も含め、調査や専門的な分析を行うことについてどう考えるか。」「調査対象や調査事項等を含めて低年齢層のインターネット利用に係る実態把握を進めることについてどう考えるか。」と挙げられている。</p> <p>これらのことから、令和7年度「青少年のインターネット利用に係る官民学コンソーシアムの設置に関する調査研究」において、論点の一つとしてインターネットがこどものメンタルヘルスに及ぼす影響の調査、議論を行っているところであるが、同研究結果を踏まえ、更にこどもの学識や年齢別、具体的な利用状況下における影響等を把握するため調査を実施する。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>インターネット利用が青少年のメンタルヘルスに与える影響に関して調査すること。</p> <p>調査を行うにあたっては、令和7年度「青少年のインターネット利用に係る官民学コンソーシアムの設置に関する調査研究」を踏まえ、デスクトップ調査のほか、学識経験者・有識者等への意見聴取を行い、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) こどもの学識、年齢等別への影響 (2) SNSの利用又はそれ以外のインターネット機能の利用による影響 (3) SNSの利用による影響の場合、何の機能とそれに付随するリスクか (4) そのリスクが顕現するメンタル症状類型 (5) 医学的に考えられる増強要因としてのロジック <p>を調査すること。</p> <p>また、インターネット利用が青少年のメンタルヘルスに与える影響を研究する上で、研究に適した研究機関、研究手法、研究する上で必要となる海外ネットワーク等についての検討を実施すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>次の(1)～(3)を紙媒体及び編集可能な電子媒体で提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学識経験者・有識者等への意見聴取議事録 (2) 調査結果 (3) 調査報告書及びその概要
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局 安全対策課 環境整備係 03-6858-0155</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-24</p>	<p>児童福祉施設等の災害復旧に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>災害により被害を受けた児童福祉施設等に対しては、施設等の復旧に要する費用（災害復旧費）として、工事費又は工事請負費のほか、工事施工のため直接必要な事務に要する費用（工事事務費）について、財政支援を行っている。このうち、工事事務費については、被害状況等により必要となる工事事務費は様々であるため、実態に即した見直しが求められている。</p> <p>このため、本調査研究課題では、昨今の非常災害発生時の復旧事案における工事費、工事事務費等の費目等に関するデータを収集・分析の上、災害復旧工事に係る工事事務費の取扱いについて整理し、今後の検討の基礎とすることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>① 以下ア及びイについて集計・分析を行うため、令和2年から令和6年までに発生した災害に係る災害復旧費補助金の事業費等の整理を行う。また、追加的に把握する必要がある事項について、施設向けのアンケート調査を行うとともに、アンケート調査の結果、更に精査が必要な事案についてはヒアリング調査を実施する。なお、調査対象は児童福祉施設等を中心としつつ、より多くの事案を把握し、また施設種別等による分析を行うため、他の社会福祉施設等も調査対象に含める。</p> <p>ア 被害状況及び災害復旧の工事内容、工事費等の額 イ 工事事務費の内訳（特に実施設計・設計監理を要する場合にはその理由）</p> <p>② 有識者等による検討会を設置し、①の結果を分析等し、災害復旧工事に係る工事事務費において必要と考えられる費目や適当と考えられる支弁額の水準等について検討の上とりまとめる。なお、検討会の開催においては復旧工事に関する知見を得るために、建設関係についての知識や経験を有する者等の参画を得ることを想定している。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記①及び②の調査研究による結果をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、上記①の施設からの回答など、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。なお、上記①については、令和8年11月までに中間報告を提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局参事官（事業調整担当）付 調整係 03-6863-0286</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-25</p>	<p>不登校のこども及び保護者への支援の在り方に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省の調査（※）結果によると、令和6年度の不登校児童生徒数は、小・中学校で約35.4万人と過去最多であり、憂慮すべき状況。 ・ 不登校対策については、主に文部科学省において、こどもの学びの支援の観点から取組を進めているが、こども家庭庁では、こどもの育ちの支援の観点から、令和7年度より「地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業」に取り組み、首長部局における不登校対策に関する取組を支援しているところ。 ・ 不登校のこどもを取り巻く諸課題の背景には、様々な事情が複雑に関係していることが多いことから、これらの対応については地域全体で支援を行うことが必要である。 ・ 各地方自治体において、不登校対策に関する（首長部局の）組織体制や、こどもや保護者に対しどのような支援の工夫や配慮がなされているかは必ずしも明らかではないことから、状況を把握するとともに、不登校支援の好事例等を把握し、今後の施策検討のための資料として活用することとしたい。 <p>（※）令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（令和7年10月29日集計結果公表）</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>シンクタンク、NPO等に調査を委託し、アンケートを通じて不登校対策に関する体制等の情報を把握・整理するとともに、抽出した一部自治体（首長部局）への聴き取り調査を行い、不登校のこどもや保護者への支援の好事例等を把握する。</p> <p>○一次調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県・市区町村（首長部局）等での不登校対策に関する基礎情報（組織体制、不登校対策の内容、関係機関との連携状況、課題など）を把握し、必要に応じて取材等を行い、各自治体における不登校支援に関する情報を取りまとめる。 <p>○二次調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次調査の結果を踏まえ、首長部局における不登校対策が十分行われており、地域総がかりでの対応が進んでいると考えられる自治体を抽出し、当該自治体の首長部局に対し、具体的な支援内容や、関係機関等との連携等に関する聴き取り調査を実施し、好事例や課題等を整理。 <p>○情報の集約・整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次調査・二次調査によって得られた情報を集約し、不登校のこども等の

	<p>支援に係る活用に資するよう整理するとともに、工夫点や配慮点等について簡単な分析を行う。</p> <p>※なお、調査及び分析の詳細な項目については、支援局総務課と協議の上、決定すること。</p>
求める成果物	<p>○各自治体の不登校のこども等への支援状況、好事例、課題をまとめた報告書</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、一次調査によって得られた基礎情報等の電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	支援局総務課 いじめ防止係 03-6858-0148

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-26</p>	<p>自殺関連行動のあるこどもの支援における地域対応モデル構築に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いており、令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった。こどもの自殺はわが国における喫緊の課題である。</p> <p>令和7年6月自殺の自殺対策基本法改正により、令和8年4月、都道府県および市区町村において、こども（こども基本法における「こども」とする）の自殺対策に係る法定協議会を設置可能とする規定が整備され、更なる地域の実情に応じた包括的・継続的な自殺対策の推進が求められている。特に、自殺未遂等の自殺関連行動のあるこどもの対応は、救急医療、精神科医療、精神保健、教育、こども家庭福祉等の複数領域にまたがる複合的な課題であり、自治体において実務上の対応が難しい領域のひとつと言える。</p> <p>自治体において、とりわけ、自殺関連行動のあるこどもの事案に関しては経験の蓄積が十分とは言えず、事案が発生した際の初動対応、関係機関間の情報共有や役割分担、支援へのつなぎ方や継続支援の在り方など、体系的な整理や共通理解が十分とは言えない状況にある。更に、令和7年度の「小中高生の自殺関連行動に係る支援のための調査研究」においては、多くの自治体において、対応に必要な知識や判断に不安を抱えている状況や、個々の対応経験が組織として蓄積・継承されにくい、という構造的課題が存在することも明らかとなった。</p> <p>また、18歳前後で支援に関する制度や関係機関が切り替わり、義務教育等の段階によってライフステージや対応者が切り替わるなどにより、支援の継続性が断たれやすい局面が存在する。加えて、医療の介入による危機対応後に、地域生活の中で継続的且つ伴走的に支援できるための、人材の確保や社会資源の整備が十分とは言えず、自治体等が「次にどうつなぐべきか分からない」状況などに直面しているケースも少なくない。</p> <p>このように、自殺関連行動のあるこどもの対応は、支援における判断や調整、関係機関との効果的な連携・協働が難しく、多くの課題が包含されていると考えられる。</p> <p>本調査研究は、こうした制度的・実務的課題を踏まえ、自殺関連行動のあるこどもに対して、自治体を中心となり、関係機関と連携しながら継続的な支援につなぐ地域対応モデルを構築するための、また、法定協議会の設置運営を検討する際の参考資料の作成を目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>自治体を中心とした地域支援における、自殺関連行動のあるこどもの支援プロセス（以下、支援プロセス）において、制度や実務上で生じる自治体等の困り感を可視化し、現状の課題を整理、自治体等の実務や実情に応じた複数のシミュレーション事例をヒアリング等をもとに作成し、必要な支援プロセスを分析・整理する。その上で、自治体等の関係者が、対応の経験や地域性の違いにかかわらず共通して参照できる、事案の把握から支援の終結までの支援プロセ</p>

スにおける基本的な考え方やフローを整理した「対応モデル事例集」を作成する。

1. 調査内容

(1) 自殺関連行動のあるこどもの支援に係る制度や支援理論等の調査

先行調査や文献のレビューにより、(3)シミュレーション事例の抽出と分析に必要な、わが国におけるこどもの自殺対策に係る制度や、支援に必要な基本理論を整理し、総合的にまとめる。

(2) 自治体や関係機関の実務知見に関するヒアリングと情報整理

都道府県、市町村、医療機関、精神保健福祉センター、教育施設や教育委員会、民間支援団体等、関係者へのヒアリング（必要なヒアリング先を整理した上で、計20カ所程度）の結果から、実際の支援プロセスに生じる対応と課題を実務知見とともに整理する。

(3) シミュレーション事例の抽出と分析

- 関係者の判断に迷いや分断が生じやすい局面
- 対応する制度や関係機関が切り替わるタイミング
- 医療の介入から地域生活への移行期
- こどもの権利が脅かされやすい場面

(2)において整理した内容をふまえ、自治体等において、自殺関連行動のあるこどもの対応に困難や課題を伴うと想定される場面について、複数のシミュレーション事例（8～10事例程度）を作成、「実際に起きた場合にどう対応するか」を具体化し、自殺関連行動のあるこどもの支援プロセスにおける支援の分断や判断の分岐点、関係者の役割、判断のポイント等の整理を行う。その際、自治体等の関係者のヒアリングを補完的に継続することも考えられる。

(4) 地域支援における「地域対応モデル事例集」を作成する

複数のシミュレーション事例の分析結果を整理、事案の把握から支援終了までの対応フローやポイントを可視化、地域における複数の地域対応モデルを分かりやすく示した「地域対応モデル事例集」を作成する。

以下の観点を参考に、とりまとめることが望ましい。

- こどもの自殺を防止し、生命を保護する観点
- 医療、保健、福祉、教育、民間支援者等との円滑な役割分担や、アセスメント、モニタリング、終結等の進捗管理等の観点
- こどもの意思表示や自己決定の機会、成長発達を支えることなど、こどもの権利保障の観点
- こどもや家庭等の強みに着目した包括的支援の観点
- 民間団体等と自治体が連携して地域支援に取り組む意義の観点

	<p>2. 検討委員会の設置</p> <p>内容の検討に当たっては、当該課題に知見のある有識者等によって構成する検討委員会を設置し、適宜、意見聴取を実施し、助言を求めることとする。なお、構成員の人選及び調査の進め方等は、こども家庭庁支援局総務課自殺対策室（以下、自殺対策室）と適宜協議すること。</p> <p>委員の構成については、自殺関連行動のあるこどもの実務経験者である自治体関係者、医療、精神保健、教育、こども家庭福祉、民間団体等の有識者がバランス良く構成され、改正自殺対策基本法における法定協議会の設置趣旨、自治体等の支援プロセスに理解があることが望ましい。</p> <p>3. 本事業に期待される成果・効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全国自治体等が、自殺関連行動のあるこどもの支援体制づくりに、現実的且つ段階的に取り組むことのできる、地域における支援モデルの提案になること。 ● 医療・精神保健・教育・こども家庭福祉等の支援者の役割分担等の明確化を推奨し、円滑な地域連携に寄与できること。 ● 実際の事案を想定したシミュレーション事例の提示により、自治体等の地域連携のイメージが具体的になり、現状において法定協議会の設置に向けた課題抽出が可能となること。 <p>自治体等の支援経験の有無や地域ごとの社会資源の違い等にも対応できる、人材育成等にも活用できること。</p> <p>4. 留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図表等を用いて、自治体等の関係者が理解しやすいことに配慮した成果物であること。 ・ 自治体等のヒアリング方法については、テーマ別のグループ・インタビューや、想定した事例に対する意見交換等の方式など目的に応じて工夫、実施すること。 ・ 検討委員やヒアリング先の選定等については、自殺対策室担当者と相談の上、決定すること。委員会は3～4回程度開催（オンライン可）、事前の検討委員への資料送付（必要に応じて個別説明）、議事録の作成、定期的な打ち合わせ等を通して認識や方針の共有を図り、円滑に事業を遂行すること。
<p>求める成果物</p>	<p>調査分析結果(全体の実施調査の内容が概観できるもの)をまとめた報告書、事例集【冊子として印刷活用可能な媒体として提出すること】を提出すること。なお、上記の提出にあたっては、分析等に用いたデータセット、調査結果の電子媒体（編集・加工が可能な媒体を含む）も提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局総務課 自殺対策室 03-3539-8352</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-27</p>	<p>ひとり親家庭等の多様化を踏まえた支援の全体像の可視化に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>ひとり親家庭については、約20年前には年間就労収入「200万円未満」の母子家庭の母の割合が約7割を占めていたが、直近では5割弱に減少し「300万円～400万円未満」「400万円以上」が大幅に増えるなど多様化が進んでいる。このため、画一的な支援ではなく、きめ細かな支援体系の整備が求められている。</p> <p>ひとり親家庭等の支援を実施する上では、こども家庭庁以外の施策も含め、活用可能な施策が数多く存在するが、ひとり親家庭等の多様化を踏まえ、世帯・家族の状態像（所得階層など）や親もしくは子の年齢等に応じて、関連施策（地方自治体が独自に実施するものを除く）を「仕事」、「生活」、「子育て・教育」といった分野ごとにマッピングすることで、支援の全体像を可視化するとともに、どの部分の支援が十分でないのかを明らかにすることを目的とする。</p> <p>また、当該マッピングの結果については、ひとり親家庭等の相談支援従事者向けの研修において教材として活用することを想定している。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・デスクリサーチや関連施策を所管する省庁へのヒアリング等により、ひとり親関連施策についての情報収集、整理を行う。 ・必要に応じて個別ヒアリング等により、関係団体や有識者等の意見を聴取することとする。 <p>※本調査研究を進めるにあたっては、支援局家庭福祉課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>以下の内容を含む報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マッピング結果を視覚的にわかりやすく示した資料 ・マッピング結果を踏まえたひとり親家庭等への支援に係る課題、考察等 <p>※報告書の詳細については、支援局家庭福祉課と協議すること。</p> <p>※いずれも電子媒体で提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局家庭福祉課 就業・自立支援専門官 03-6859-0186</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-28</p>	<p>小規模住居型児童養育事業及び児童自立生活援助事業における第三者評価のあり方に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）及び児童自立生活援助事業は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の28及び第36条の23により、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないこととされている。</p> <p>また、両事業については、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（令和7年3月31日付こ支家第154号こども家庭庁支援局長通知）等に基づき、第三者評価基準等が定められているところである。</p> <p>本調査研究では、令和4年改正児童福祉法等を踏まえ、評価項目・評価基準の見直し等に向けた検討を行い、評価基準等の改定案を作成することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検討に当たっては、各施設や里親等の関係団体、自治体、学識経験者等からなる検討委員会を設置する等、それぞれの現場の実態が反映されるよう検討を行う。なお、検討委員の決定等について、適宜、担当課と協議すること。 ○ 検討に当たっては、実態や課題、効果的な評価方法等を把握すること。 ○ その他、調査研究を進めるに当たっては、担当課と協議すること。
<p>求める成果物</p>	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局家庭福祉課 児童福祉専門官 社会的養護専門官 指導係 03-6859-0149 社会的養育支援係 03-6859-0174</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-29</p>	<p>里親等委託における効果的な方策及び専門里親の実態把握に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>虐待等を理由として里親やファミリーホームへ委託されている児童の割合、いわゆる里親等委託率について、「こどもまんなか実行計画」において、遅くとも令和11年度までに全ての都道府県等において、乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現するため、里親等委託を推進するとしている。</p> <p>都道府県等においては、「里親委託ガイドラインについて」（平成23年3月30日雇児発0330第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「ガイドライン」という。）等により、里親制度を運営し、里子・里親等への支援を行っているところである。</p> <p>本ガイドラインについては、最終改正が令和3年3月29日であり、この間令和6年4月に施行された改正児童福祉法において、包括的な里親支援を行う「里親支援センター」を創設するとともに、令和6年度より「里親等委託の更なる推進に向けた自治体間ネットワーク会議」（以下「自治体間ネットワーク会議」という。）を実施し、各自治体の課題等の洗い出しや、取組事例の横展開を行っている。</p> <p>また、今般、支援現場において、被虐待経験等により心理的な課題に直面するこどもや障害のあるこどもなど、ケアニーズが高いこどもへの支援の在り方が課題として顕在化しているところ。</p> <p>そのため、法改正や自治体間ネットワーク会議で蓄積した実績等を踏まえ、都道府県等における里親等委託の推進に資するよう本ガイドラインの改訂案を作成するとともに、被虐待経験等のこどもを支援する専門里親の実態把握を行うことを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検討に当たっては、里親・ファミリーホーム、自治体、里親支援センター等関係機関、学識経験者等からなる検討委員会を設置する等、それぞれの現場の実態が反映されるよう検討を行う。なお、検討委員の決定等について、適宜、担当課と協議すること。 ○ 里親等委託に係る実態調査（アンケート調査・ヒアリング調査）を行う。本調査結果を踏まえて、ガイドラインの改訂案を作成する。 ○ 専門里親に係る実態調査（アンケート調査・ヒアリング調査）を行う。専門里親の活用方法や活動内容、課題等を明らかにする。
<p>求める成果物</p>	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局 家庭福祉課 児童福祉専門官 社会的養育支援係 03-6859-0174</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-30</p>	<p>養子縁組あっせん機関に関する第三者評価基準の見直し及び研修体系のあり方に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第21条第1項において、民間あっせん機関は、その行う養子縁組のあっせんに係る業務の質の評価について、自ら評価を行うとともに、評価機関による評価（以下「第三者評価」という。）を受け、それらの結果を公表しなければならないこととされている。なお、第三者評価基準については、「民間あっせん機関の第三者評価基準について」（平成元年11月20日子発1120第1号。以下「第三者評価基準通知」という。）により示しているところであるが、第三者評価基準通知については、策定から6年が経過しているため見直しが必要である。</p> <p>また、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号）第18条等に基づき、「養子縁組民間あっせん機関職員研修事業」において、養子縁組あっせん責任者研修、養子縁組あっせん機関等職員研修、養子縁組あっせん機関自治体担当者研修、第三者評価者研修、養子縁組あっせん機関等交流促進研修を実施しているところであるが、その研修体系が確立されていないところ。</p> <p>これらの状況を踏まえて、養子縁組あっせんの業務に従事する者等のさらなる資質向上を図ることを目的に、第三者評価の実施に関する実態把握を行い、第三者評価基準の見直しを行うとともに、各研修についてのカリキュラム案等を作成する。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検討に当たっては、民間あっせん機関、自治体（児童相談所）、里親支援センター等関係機関、学識経験者等からなる検討委員会を設置する等、それぞれの現場の実態が反映されるよう検討を行う。なお、検討委員の決定等について、適宜、担当課と協議すること。 ○ 特別養子縁組制度に関する実態調査等（アンケート調査・ヒアリング調査）を行う。 ○ 第三者評価の実施に関する実態調査（アンケート調査・ヒアリング調査）を行い、第三者評価基準の見直しを行う。 ○ 特別養子縁組に関する各種研修に係る実態調査（アンケート調査・ヒアリング調査）を行い、研修実施の効果や課題等を明らかにした上で、研修体系を整理し、カリキュラム案を作成する。
<p>求める成果物</p>	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局 家庭福祉課 児童福祉専門官 社会的養育支援係 03-6859-0174</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-31</p>	<p>児童福祉法におけるこどもの権利擁護に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>令和4年6月に成立、令和6年4月に施行された児童福祉法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）において、社会的養護の対象となるこどもの権利擁護にかかる都道府県等の取組として、新たに一時保護、施設入所・里親等委託などの際の子どもからの意見聴取等措置、意見表明等支援事業、こどもの権利擁護に係る環境整備が定められたところ。また、一時保護されるこどもの状況に応じた個別ケアやこどもの権利擁護等を推進し、一時保護の質が担保されるよう、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）の策定及び一時保護ガイドラインの全部改正が行われたところである。</p> <p>改正法の附帯決議（参議院）において、「意見表明等支援事業の成果と問題点の双方について実施状況を調査し、次期児童福祉法改正時に、同事業を全ての都道府県の義務とすることを含め必要な見直しを検討すること」とされていることや、設備運営基準の職員配置にかかる経過措置が終了し、全国的に設備運営基準や全部改正後のガイドラインの運用が行われるようになったこと等を踏まえ、本調査研究では、都道府県等におけるこどもの権利擁護の取組状況に加え、一時保護した子どもにかかる権利の制限、生活上のルール（従前のルールの見直しも含む。）、子どもそれぞれの特性に応じた個別ケア・個別的対応の実施状況（各専門職等の役割や支援に当たる職員のメンタルケア等も含む。）等を調査・把握するとともに、今後の施策の方向性を検討するための課題整理や、効果的な取組の全国展開を図るための好事例の収集を行う。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>(1) 学識経験者、都道府県等及び児童相談所の関係者から構成される検討委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査等について、検討委員会の議論も踏まえて実施する。 <p>(2) 都道府県等（82自治体）、児童相談所（240か所）、一時保護施設（159か所）に対するアンケート調査（悉皆調査）</p> <p>※か所数はR7.4.1現在であり、増減があり得る。</p> <p>※一体的な調査票とすること（例えば児童相談所向けと一時保護施設向けを1つの調査票にまとめるなど）もあり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意見聴取等措置、意見表明等支援事業（意見表明等支援員の養成を含む）、こどもの権利擁護に係る環境整備の取組状況、課題の把握 など ・ 設備運営基準や一時保護ガイドラインを踏まえたこどもの権利擁護、権利の制限、生活上のルール（従前のルールの見直しも含む。）、子どもそれぞれの特性に応じた個別ケア・個別的対応等の取組状況、課題の把握 など <p>(3) 都道府県等、児童相談所、一時保護施設に対するヒアリング調査（ヒアリング対象は（2）のアンケート調査の結果も踏まえ、各5か所から10か所程度選定）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見聴取等措置、意見表明等支援事業（意見表明等支援員の養成を含む）、こどもの権利擁護に係る環境整備の課題、効果的な取組の把握 など ・ 設備運営基準や一時保護ガイドラインを踏まえたこどもの権利擁護等にかかる課題（深掘り）、効果的な取組の把握 など <p>（４）こどもの委託・措置先となる里親等・施設に対するヒアリング調査（ヒアリング対象は5か所から10か所程度選定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意見表明等支援事業の実施上の課題 など <p>（５）報告書及び上記を通じて把握した効果的な取組の事例集の作成</p> <p>なお、調査等の項目・進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜こども家庭庁担当課担当者との協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書及びその概要（電子媒体及び紙媒体） ・ 事例集（電子媒体及び紙媒体）
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局 虐待防止対策課 児童相談第1係長 03-6859-0107 保護係長 03-6859-0114</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-32</p>	<p>認定資格の活用による子ども家庭福祉人材の確保・育成・定着及びキャリアラダー・パスに関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>子ども家庭福祉に関わる者の専門性の向上に関しては、一定の実務経験のある有資格者や現任者が、国の基準を満たす認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格（子ども家庭ソーシャルワーカー）が令和6年度より導入されている。</p> <p>認定資格に関する過年度の調査研究では、令和5年度に認定資格創設による評価項目等を検討し、令和6年度に短期的な評価指標の収集と中長期的な評価の在り方等を検討し、令和7年度に各評価指標の収集と資格取得者の期待役割の整理等を行ってきた。</p> <p>本調査研究では、過年度に引き続き認定資格創設に関する各評価指標の収集や、認定資格等の現任者研修を子ども家庭福祉人材の確保・育成・定着に結び付けるための課題を把握するとともに、認定資格の取得を含む子ども家庭福祉人材のキャリアラダー・パスの在り方を検討することを目的に、下記の項目について実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①認定資格研修の実施状況・受講状況の把握 ②認定資格創設による資格取得者・所属組織・地域への効果の把握 ③都道府県・市町村、関係団体における資格取得者の養成・活用意向の把握 ④認定資格等の現任者研修を都道府県・市町村の子ども家庭福祉人材の確保・育成・定着に結びつけるための課題の把握やキャリアラダー・パスの検討
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>本調査研究の実施事項のうち①及び②については、過年度の検討結果を踏まえ、研修の受講者、受講者の所属機関、研修実施機関等へのアンケートやヒアリング等により把握する。</p> <p>実施事項のうち③及び④については、認定資格取得者の中長期的な養成意向（養成規模、取得促進対象等）や現任者研修を人材の確保・育成・定着に結び付けるための課題等について、都道府県・市町村及び関係団体へのアンケートやヒアリング等により把握する。</p> <p>本調査研究では、有識者等からなる検討委員会を設け、調査研究の内容、調査結果の分析・考察等を行う。なお、調査等の進め方、検討委員会の人選等については、適宜子ども家庭庁支援局虐待防止対策課担当者と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ等についても提出すること。報告書や報告書の概要については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局 虐待防止対策課 企画調整係 03-6859-0118</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-33</p>	<p>都道府県による市町村支援の在り方に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>都道府県による市町村支援（以下「市町村支援」という。）は児童福祉法第10・11・14条に規定されているほか、政令により市町村支援児童福祉司の配置基準を定めている一方で、具体的な業務マニュアル等はこれまで国から示しておらず、各都道府県の実情に合った取組が行われている。国で「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」以降の児童相談所の人員体制を検討するにあたり、市町村支援の在り方及び市町村支援児童福祉司の具体的業務内容を都道府県や市町村に示すことで、こども家庭福祉の実施体制の一層の強化を図ることが重要である。</p> <p>そのため、過年度の調査研究で把握されている市町村等のこども家庭福祉に関するニーズも考慮しながら、各地の現状及び実効性のある方策を把握することで、効果的な市町村支援の在り方を検討するために本調査研究を実施する。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>都道府県による市町村支援の実態に関する先行研究や関連制度等を踏まえて、市町村支援の実施体制、取組内容、工夫、課題等について、都道府県へのアンケートやグループインタビュー（悉皆）及び市町村への個別ヒアリング（抽出、20自治体以上）等の調査を通じて実態把握を行う。これらの結果に基づき、市町村支援ガイドライン（案）をとりまとめ、都道府県担当者を対象とするイベントを開催して周知・理解促進を図る。</p> <p>本調査研究では、児童相談所の職員、市町村の職員、学識経験者等からなる検討委員会を設け、調査研究の内容、実証の実施方法、結果の分析・考察等を行う。なお、調査等の項目・進め方、検討委員会の人選等については、適宜こども家庭庁担当支援局虐待防止対策課担当者と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ等についても提出すること。報告書や報告書の概要については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局 虐待防止対策課 企画調整係 03-6859-0118</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-34</p>	<p>こども家庭センターにおけるケースマネジメント実践モデルの実証的調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>こども未来戦略及びこども大綱(令和5年12月22日閣議決定)に基づき全市町村設置を推進している「こども家庭センター」については、妊産婦・こども・子育て家庭への包括的・継続的な支援の要を担う機能の全国的な底上げが課題となっている。特に、各家庭とともにサポートプランを作成して相談や支援調整を続ける市町村こども家庭相談におけるケースマネジメントの質的向上は、今後、こども分野における包括的支援が全国的に定着・充実していくための中核的課題である。そこで、令和7年度の調査研究では、複数の自治体や保護者のヒアリング調査と文献調査、自治体委員を交えたワーキンググループにより、ケースマネジメントの価値基準や実践内容を示す試行モデルを作成した(特会1-11)ほか、支援事業の構築方策のポイントや取組事例を集約した(特会1-12)。</p> <p>令和8年度の本調査研究は、今後の市町村での包括的支援の定着・充実を見据え、試行モデルの実効性と汎用性を高めたケースマネジメント実践モデルを構築すること、実践モデルと整合性のある関連指針の改正案を示すこと、実践モデルの円滑な実施に必要な実践基盤(把握・引継ぎの仕組み/業務環境/人材育成/支援事業整備/地域資源開拓/関連指針/法制度/等)を整理することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>1. 複数自治体での試行モデルの実施・検証</p> <p>人口規模や組織体系が異なる4～6か所の市町村において、試行モデルを習得する研修及びスーパーバイズを提供しながら、当該市町村が試行モデルを実施したプロセス及び結果を調査・検証する。</p> <p>○自治体選定：過去の調査研究の結果等を踏まえ、こども家庭センターを設置済の市町村のうち、人口規模及び組織体系の異なる4～6か所の自治体を選定</p> <p>○研修とSV：有識者や実務経験者の協力を得て、試行モデルの価値基準や実践内容を習得・実施するために必要な研修や定期スーパーバイズを提供</p> <p>○管理・調査：自己点検や観察によるフィデリティチェック等により試行モデルの実施状況をモニタリングしながら円滑な実施の支援や調整を行うとともに、実施に伴う変化(実践プロセス/職員の意識/組織運営/各家庭の状況/等)、円滑な実施に向けた障壁、必要な実践基盤(把握・引継ぎの仕組み/業務環境/人材育成/支援事業整備/地域資源開拓/関連指針/法制度/等)を調査</p> <p>○検証・分析：上記調査の結果に基づき、試行モデルと現場実践、試行モデルと実践基盤(把握・引継ぎの仕組み/業務環境/人材育成/支援事業整備/地域資源開拓/関連指針/法制度/等)の間のギャップ分析を行うなど、試行モデルの有用な点、改善が必要な点、円滑な実施に必要な実践基盤を特定</p>

	<p>2. 試行モデルを実施しない複数自治体からの意見聴取 上記1以外の市町村へのサンプル調査に基づくヒアリングを実施し、試行モデルに照らして想定される実践上及び基盤上（把握・引継ぎの仕組み／業務環境／人材育成／支援事業整備／地域資源開拓／関連指針／法制度／等）の障壁を収集する。</p> <p>3. ケースマネジメント実践モデル（案）の作成 上記1及び2の結果に基づき、試行モデルの内容を修正し、全国の市町村こども家庭相談において令和9年度から段階的に実施できる（実効性と汎用性のある）ケースマネジメント実践モデルの案を作成する。</p> <p>4. 関連指針改正案の検討・提示 上記1及び2に基づく試行モデルと関連指針のギャップ分析も踏まえ、上記3で作成する実践モデル（案）の内容（価値基準や各実践要素）と関連指針（こども家庭センターガイドライン／要保護児童対策地域協議会設置・運営指針）の整合性を整理し、関連指針の改正案を検討・提示する。</p> <p>5. その他の実践基盤に関する検討・提言 上記1及び2に基づく試行モデルと実践基盤のギャップ分析も踏まえ、実践モデル（案）を円滑に実施するための実践基盤（関連指針以外の把握・引継ぎの仕組み／業務環境／人材育成／支援事業整備／地域資源開拓／法制度／等）の改善点を整理し、必要な施策や制度的対応について検討・提言する。</p> <p>上記1～5の実施にあたっては、市町村こども家庭相談及びケースマネジメントの有識者、複数の市町村職員から成る検討委員会において十分に検討しながら、進行を適切に管理すること。委員選定、検討委員会の議題設定、会議資料や成果物の作成等にあたっては、こども家庭庁担当課と十分に協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>1. 市町村こども家庭相談のケースマネジメント実践モデル（案） ○調査・検証・検討に基づいて試行モデルを修正した「市町村こども家庭相談のケースマネジメント実践モデル（案）」本体 ○実践モデルの実施状況を市町村が自己点検できるチェックシート</p> <p>2. 調査研究の基本的な項目のほか以下の内容を含む事業報告書 ○実践モデルの円滑な実施に必要な「こども家庭センターガイドライン」「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」の改正案 ○実践モデルの円滑な実施に必要な実践基盤（把握・引継ぎの仕組み／業務環境／人材育成／支援事業整備／地域資源開拓／法制度／等）に関する施策や制度的対応の提言</p> <p>上記1及び2いずれも電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局 虐待防止対策課 調整係 03-6859-0103</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-35</p>	<p>ヤングケアラー支援において関連分野の支援者等が活用可能なツールや情報に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>ヤングケアラー支援策については、令和7年度に「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・就労・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、こども家庭庁・厚生労働省・文部科学省の実務者レベルにおいて検討した今後取り組むべき施策の方向性を基に、更に議論を行い、令和3年度にとりまとめられた「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」の「今後取り組むべき施策」を更改することとしている。</p> <p>令和8年1月に示された「今後取り組むべき施策の案」の中では、具体的取組の例として、①ヤングケアラーがケアを要する家族の病状や障害特性、活用可能な支援制度等に関する情報を獲得できる機会の提供を促進すること、②外国ルーツのこども・若者も回答可能な実態調査票の作成、③家族間の円滑な関係構築に関する支援事例、ヤングケアラーが活用可能な社会資源、各分野や民間企業等で実施されている学習支援や就労を含む体験支援・柔軟な就労機会の提供等についての事例収集と関係各所への周知が示されている。</p> <p>医療機関・福祉事業者等の関係者におけるヤングケアラーについての理解促進は、ヤングケアラー支援において重要である。特に、こども・若者に対して家族の病状や障害特性等を適切に伝えることは、「何が起きているのかわからない」「人に言っはいけない・知られてはいけない」といったこどもの状況を改善し安心感を与えられる一方、適切な対応が行われなかった場合には、不安や誤解、家族内の関係悪化等を招くといった恐れがあるため、(1)病状や障害特性を伝えることの意義や必要性、(2)患者本人の理解とこどもに伝えることについての同意の重要性、(3)ヤングケアラー本人の意思、(4)こどもの年齢や発達段階に応じた適切な伝え方と留意点、(5)病名や症状・予後等の取扱い、(6)親の思いや家族関係への影響を踏まえた必要なプロセス、(7)患者とこどもの生活を支えるために必要な関係機関による連携体制などの実務上のポイントを整理したうえで、各分野の支援者向け研修や自治体のヤングケアラー支援担当部署、医療機関等の支援者が活用できる教材・手引きを整備する必要がある。</p> <p>また、外国ルーツのこども・若者の声にも耳を傾け、支援を必要としているこういったこども・若者について把握する必要があるほか、ヤングケアラー本人や家族が支援の受入れに消極的である場合に、本人と家族との関係構築、家庭全体への働きかけを推進することが求められており、ヤングケアラーが活用可能な相談支援・心理支援・居場所などの社会資源、福祉・介護・医療・就労・教育の各分野や民間企業等で実施されている学習支援や就労を含む体験支援・柔軟な就労機会の提供等とあわせて、支援事例や社会資源の収集と関係各所への周知等が求められている。</p>

<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>学識経験者のほか、福祉・医療・介護・教育等の各分野の有識者、支援団体や民間企業におけるヤングケアラー支援の実践者等の関係者から構成される検討委員会を設置のうえ、以下①～③の記載を踏まえ実施すること。調査等を実施する場合は、検討委員会の議論も踏まえて実施すること。</p> <p>なお、検討委員会を設置する場合の人選、調査等の進め方等については、適宜こども家庭庁虐待防止対策課と協議すること</p> <p>① ヤングケアラーへの適切な接し方など、基本的な知識に加え、特に、こども・若者に対して家族の病状や障害特性等を伝えるための意義や留意点、実務上のポイントを整理し、教材手引きを作成するため、以下の事項を実施する。</p> <p>教材や手引きの整備にあたっては、文献調査や先行事例の研究をもとに、多岐にわたる事例を類型化し、支援者が共通して理解しておくべき内容と類型ごとに整理すべき内容の構成とすることが望ましく、外部の有識者等を交えた検討委員会等を設置する場合には、設定した類型ごとに主担当となる委員を指名することなどが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先行文献、分野ごとの先行事例の調査 ・ 国内・海外での対応事例の収集 ・ ヤングケアラー支援団体のほか当事者団体や家族会、各分野の有識者等に対するアンケート調査及びヒアリング調査 <p>② 外国ルーツのこども・若者も回答可能な調査票（実態調査）を作成するため以下の事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票の作成に必要な先行事例の調査 ・ ヤングケアラー支援団体や有識者等に対するヒアリング調査 ・ ヒアリング調査や先行研究等を踏まえた設問の設定 ・ 外国語翻訳対応 <p>③ (1) 本人と家族の円滑な関係構築に関する支援事例、(2)ヤングケアラーが活用可能な相談支援・心理支援・居場所などの社会資源、(3)福祉・介護・医療・就労・教育の各分野や民間企業等で実施されている学習支援や就労を含む体験支援・柔軟な就労機会、に関する情報の収集と整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先行文献の調査 ・ 自治体、企業、民間支援団体等に対するアンケート調査の実施 ・ 自治体、企業、民間支援団体等に対するヒアリング調査 ・ ヒアリング調査や先行研究等を踏まえたとりまとめ
<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記、調査研究の結果をまとめた報告書 ・ 自治体や医療機関等で活用可能な教材（共通部分＋各類型）（テキスト）一式 ・ 外国ルーツのこども ・ 若者も回答可能な実態調査票例 ・ ヤングケアラーが活用可能な相談支援・心理支援・居場所などの社会資源に関する情報のとりまとめ ・ 学習支援や体験支援に関する取組に関する情報のとりまとめ

	<ul style="list-style-type: none">・就労を含む体験支援、柔軟な就労機会に関する情報のとりまとめ <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	支援局 虐待防止対策課 困難包括支援係 03-6859-0116

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-36</p>	<p>障害児支援における児童相談所と障害児施設等との連携推進に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>虐待などにより児童相談所に保護されるこどもの中には、知的障害や発達障害のあるこどもも一定数おり、それぞれのこどもの特性に応じた支援が必要となるが、一時保護施設における対応の限界（専門性やマンパワー）、障害児入所施設等、専門的支援が可能な一時保護委託先の不足、障害児支援と虐待防止の両方の観点を踏まえた支援が十分ではないなどの課題がある。このような課題認識の下、児童相談所と障害児入所施設・障害児支援サービス等の役割分担や連携の状況を把握するとともに、あるべき連携等のあり方について検討し、特別な配慮を必要とするこどもに対する支援の充実を図る必要がある。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>(1) 学識経験者、児童相談所の関係者、障害児入所施設又は障害児通所施設の関係者から構成される検討委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査等について、検討委員会の議論も踏まえて実施する。 <p>(2) 都道府県等（82自治体）、児童相談所（240か所）、に対するアンケート調査（悉皆調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※か所数はR7.4.1現在であり、増減があり得る。 ※一時保護施設を設置する児童相談所については、一時保護施設に関する調査も含む。 ・ 知的障害や発達障害のあるこどもを保護した場合の基本的な対応状況 ・ 児童虐待防止対策担当部門と障害児支援担当部門の連携状況 ・ 障害児支援サービスとの連携状況・課題 ・ 一時保護施設において障害児等を保護した場合の支援体制、支援状況など。 <p>(3) 障害児入所施設及び障害児通所施設に対するアンケート調査（サンプル調査。人口等に応じ、すべての都道府県、指定都市、児童相談所設置市から数か所抽出する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所との接点・頻度 ・ 一時保護委託の受入状況、課題 ・ 児童相談所に対して望むこと <p>など</p> <p>(4) 都道府県等、児童相談所（一時保護施設）、障害児入所施設、障害児通所施設へのヒアリング調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待対応における障害児入所施設等との連携等の状況（アンケート結果を踏まえ5自治体程度） ・ 一時保護施設における障害児等への支援状況（アンケート結果を踏まえ5自治体程度） ・ 障害児入所施設及び障害児通所施設における児童相談所との連携上の課題等（各5施設程度）

	<p>(4) 児童相談所と障害児入所施設等の連携等による効果的支援事例の紹介を含む報告書の作成</p> <p>なお、調査等の項目・進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜こども家庭庁担当課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	・報告書及びその概要（電子媒体及び紙媒体）
担当課室・担当者	<p>支援局 虐待防止対策課 課長補佐 03-6859-0114</p> <p>支援局 障害児支援課</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-37</p>	<p>児童相談所によるこどもの心のケアの充実に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>児童相談所でのこどもの心のケアの実施において中心的な役割を担っている児童心理司は、全国で3,000名以上が配置されている。こどもの心のケアをより一層充実させるには児童心理司の資質向上が重要であり、そのためには業務内容の具体的な位置づけや研修体制、スーパーバイザー（SV）の配置基準等を明確化することが求められているが、実際の業務内容には地域差が大きいことが既往の調査研究等から示唆されている。こうした状況を踏まえ、児童心理司等の現在の業務実態を詳しく把握するとともに、期待される役割、資質向上に向けた課題、対応方策等を明確化する必要がある。</p> <p>また、児童心理司の役割の中でも、関係機関への助言・指導等を行うコンサルテーションは特に重要なものとして期待されているが、現場でどの程度実施されているのかは明らかになっておらず、その方法や技術についても体系的に確立されているとは言い難い。このため、コンサルテーションの実態を把握するとともに、先進的な取組事例を収集・分析し、児童心理司によるコンサルテーション機能の在り方を検討する必要がある。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>児童心理司や有識者からなる検討委員会を設置し、調査研究全体の計画を検討するとともに、同検討委員会の助言を受けながら各種調査を実施する。</p> <p>(1) 検討委員会の設置 児童相談所長、児童福祉司、児童心理司、社会的養護経験者等の当事者、学識経験者等から構成する。</p> <p>(2) こどもの心のケアの実施実態に関するアンケート調査等（悉皆） 児童相談所の児童相談所長や児童心理司を対象として、業務実施体制や児童心理司が従事している業務（コンサルテーションを含む）の内容を把握するとともに、重点化した取組が必要と認識している業務等を分析する。また、今後、より詳細な業務実施の実態を把握するための方策を検討する。</p> <p>(3) 児童心理司のコンサルテーションに関するヒアリング調査 先進的に取り組んでいる児童相談所を10か所程度抽出し、児童心理司及びSVを担う職員に対して、コンサルテーションに関して注力している取組、その取組を推進するための体制整備の経過、工夫、障壁となったこと、取組の効果等について聴取し、各児童相談所が参考にできるような事例集を作成する。 なお、調査等の項目・進め方、検討委員会の人選等については、適宜こども家庭庁支援局虐待防止対策課担当者と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記の内容を実施し、報告書及び概要版を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。 報告書及び概要版については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局 虐待防止対策課 企画調整係 03-6859-0118</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-38</p>	<p>医療的ケア児支援センター及び医療的ケア児コーディネーターの地域における支援ガイドラインの作成に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>令和3年6月に議員立法により、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立し、同年9月より施行されている。また、令和3年8月（一部改正令和4年3月）には、医療的ケア児支援センター等の業務について規定する事務連絡によって、医療的ケア児等がその居住する地域に関わらず、等しく適切な支援が受けられるようにしていく方向性を示している。</p> <p>その後、令和3年度障害者総合福祉推進事業「医療的ケア児の実態把握のあり方及び医療的ケア児等コーディネーターの効果的な配置と活用等に関する調査研究」、令和4年度障害者総合福祉推進事業「医療的ケア児支援センターの地域支援機能、活動状況等に関する実態調査及び医療的ケア児者支援に係る訪問看護ステーション等による連携等に関する調査研究」、令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「医療的ケア児支援センターの機能強化等に関する調査研究」において、医療的ケア児支援センター及び医療的ケア児コーディネーターの実態等において把握してきた経緯がある。</p> <p>そこで、本調査研究においては、これまでの調査研究等を踏まえて、地域の支援拠点となる医療的ケア児支援センターや医療的ケア児支援コーディネーターのガイドラインを作成することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>(1) 有識者会議等を開催し、医療的ケア児支援センター及び医療的ケア児コーディネーターのガイドライン（案）について検討・作成を行う。</p> <p>(2) 都道府県及び都道府県が設置する医療的ケア児支援センターに対して、有識者会議等において作成されたガイドライン（案）の運用に関するアンケート調査を行う。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>地域における医療的ケア児支援センター及び医療的ケア児コーディネーターの支援に関するガイドラインの策定の原案として活用する。</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局 障害児支援課 03-3539-8345</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-39</p>	<p>未就学期から学齢期にわたるインクルージョン推進に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）において、「こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する」こととされており、身近な地域において、インクルージョンの取組みを推進し、障害の有無に関わらず、全てのこどもが安心して共に育つ環境整備を行うことが求められている。</p> <p>これまで、保育施策、放課後児童施策、障害児支援施策、それぞれの分野において、インクルージョン推進に向けて、実態把握等が行われてきたところであるが、分野横断的にインクルージョン推進に関する実態把握は行われていない。</p> <p>インクルージョン推進に当たっては、こども施策全体で進めていくことが重要であり、本調査研究では、インクルージョン推進に向けて、未就学期から学齢期にわたる分野横断的な事例の把握・周知を行っていくことを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>(1) これまで、子ども・子育て支援等推進調査研究事業等において実施されたインクルージョンに関する調査研究の分析を行い、未就学期から学齢期にわたるインクルージョン推進に関する現状・課題等を再整理する。</p> <p>(2) 有識者会議及び今後の政策検討のため、文献調査、海外事例の収集、有識者ヒアリング等を行い、基礎資料を作成する。</p> <p>(3) 有識者会議を設置し、好事例を把握する上での観点の整理、自治体・保育施策・放課後児童施策・障害児支援施策等におけるヒアリング先の選定、事例集作成に関する事項について協議を行う。</p> <p>(4) ヒアリング（15か所以上）を実施し、事例集案を作成する。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜こども家庭庁担当課担当者と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記の内容を実施して作成した報告書に加え、未就学期から学齢期にわたるインクルージョン推進に関する事例集案を作成する。</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>なお、本調査研究については、以下の担当課室合同で担当するものとする。</p> <p>成育局 保育政策課 保育医療対策係 03-6858-0056 成育局 成育環境課 健全育成係 03-6861-0303 成育局 成育基盤企画課 教育・保育専門官 03-6861-0031 支援局 障害児支援課 障害福祉専門官 03-3539-8345</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-40</p>	<p>視覚・聴覚等の障害を有する児とその家族への支援及び支援体制に関する実態把握</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>令和4年に障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、令和7年に手話に関する施策の推進に関する法律が成立・施行されたことを受けて、令和9年度を始期とする第4期障害児支援計画に係る基本指針においても、その旨盛り込まれたところである、</p> <p>また、令和6年度障害者総合福祉推進事業「盲ろう者の生活状況等に関する実態調査」において、日常の様子や社会参加の状況、支援ニーズ等の生活実態、自治体や民間団体等の支援状況や活動状況、好事例等の把握を行っており、自治体の障害福祉計画・障害児支援計画やその他の計画や条例において支援を明記している自治体は8割を超えている。しかし、ヒアリング調査等において把握した好事例や課題については、児者一体的な内容や者にむけた取組に限定されていることから、地域における視覚・聴覚等の障害を有する児とその家族に対する支援実態や好事例について把握する必要がある</p> <p>そこで、本調査研究においては、地域における視覚・聴覚等の障害を有する児とその家族への支援や支援体制の実態について把握することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>(1) 都道府県及び指定都市に対して、視覚等に障害を有する児とその家族への支援の実態や、難聴児支援を総合的に推進するための計画及び難聴児支援の中核的機能を果たす体制等における聴覚等に障害を有する児とその家族への支援の実態に関するアンケート調査を行う（47都道府県・20指定都市）。</p> <p>(2) 都道府県及び指定都市を通して、視覚・聴覚等の障害を有する児とその家族への支援を実施している事業所及び民間団体等に対して支援の現状と課題に関するアンケート調査を行う。</p> <p>(3) 上記（1）（2）から視覚・聴覚等の障害を有する児とその家族への支援及び地域における支援体制について好事例を把握するためのヒアリングを行う。</p> <p>(4) 有識者会議等の開催し、上記（1）～（3）の調査計画及び調査結果の分析等について検討を行う。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>視覚・聴覚等の障害を有する児とその家族への支援等の推進を図るための基礎資料とする。</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局 障害児支援課 03-3539-8345</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般1-41</p>	<p>高次脳機能障害を有する児への支援及び支援体制に関する実態把握</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>令和6年度障害者総合福祉推進事業「高次脳機能障害に関する支援の実態調査及び適切な支援を提供するためのガイドラインの作成」において、高次脳機能障害者への支援の手引き（令和7年3月）が作成されているが、「高次脳機能障害のある子どもへの支援は、全国的に必要性が指摘されながらも提供が難しい領域である。これには18歳未満の高次脳機能障害のある患者が少なく、小児診療に対応できる医療機関や、特別支援教育・障害児支援の知見を十分に有する専門人材に限られている」ことが指摘されている。また、高次脳機能障害による直接的な困難だけでなく、いじめや孤立といった環境により、うつ状態や攻撃性などの二次的な課題が生じる場合があり、医療・教育・福祉の連携のもと、こどものライフステージ全体を見通した切れ目のない支援を推進する必要があることが指摘されている。</p> <p>また、令和7年12月に議員立法によって、高次脳機能障害者支援法が成立し、令和8年4月に施行されることとなっており、高次脳機能障害者支援センターの設置や高次脳機能障害者支援地域協議会の設置が地域支援体制の整備として盛り込まれている。</p> <p>そこで、本研究では、上記手引きで示された内容を参照しながら、高次脳機能障害を有する児とその家族への支援や地域での支援体制の実態について把握することを目的にしている。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>(1) 全国の高次脳機能障害者支援センター等（高次脳機能障害者支援拠点機関を含む）に対する高次脳機能障害を有する児とその家族への支援実態等に関するアンケート調査を行う（47都道府県・20指定都市）。</p> <p>(2) 都道府県及び政令市を設置主体とする高次脳機能障害者支援地域協議会に対する高次脳機能障害を有する児とその家族への実態把握等に関するアンケート調査を行う（47都道府県・20指定都市）。</p> <p>(3) 上記(1)(2)から高次脳機能障害を有する児とその家族への支援及び地域における支援体制について好事例を把握するためのヒアリングを行う。</p> <p>(4) 有識者会議等の開催し、上記(1)～(3)の調査計画及び調査結果の分析等について検討を行う。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>高次脳機能障害を有する児とその家族への支援等の推進を図るための基礎資料とする。</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局 障害児支援課 03-3539-8345</p>

